

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください

保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとSOMPOひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してSOMPOひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。
なお、三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）の権限等に関して確認をご要望の場合には、SOMPOひまわり生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

募集代理店（三菱UFJ銀行）からのご説明事項

- 「健康をサポートするがん保険 勇気のお守り」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「健康をサポートするがん保険 勇気のお守り」は、SOMPOひまわり生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「健康をサポートするがん保険 勇気のお守り」の引受保険会社であるSOMPOひまわり生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

「ご契約のしおり・約款」は
SOMPOひまわり生命の公式ウェブサイトからもご覧いただけます。

SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトへアクセスしてください。

<公式ウェブサイト>

<https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOひまわり生命

検索

SOMPOひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは
下記のフリーダイヤル（通話料無料）までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者様専用ダイヤル
（カスタマーセンター）



0120-563-506

※各種お手続きのご依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま（給付金のご請求は受取人さま）からお願いいたします。
お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00（日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます）

（お問い合わせ、ご照会）
募集代理店

（ご契約後のご照会）
引受保険会社

代理店コード:AH189

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）
<https://www.bk.mufg.jp>

SOMPOひまわり生命保険株式会社

<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。



SOMPOひまわり生命

あなたらしい健康が、咲き誇る。

2024年7月

健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

がん 治療 給付型

終身がん保険（C2）
（がん治療給付型）（I型）

がん 診断 給付型

終身がん保険（C3）
（がん診断給付型）

ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報） 兼 商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に
ご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み
いただきますようお願いいたします。

「健康をサポートするがん保険 勇気のお守り」は、SOMPOひまわり生命を引受保険会社とするがん保険です。
このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

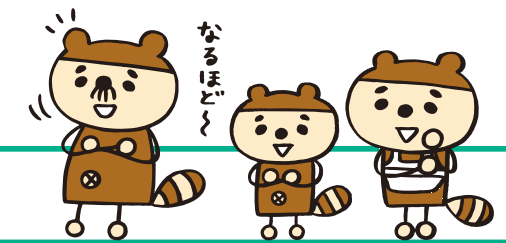
引受保険会社

MUFG 三菱UFJ銀行

SOMPOひまわり生命

この保険の引受保険会社はSOMPOひまわり生命保険株式会社です。
株式会社三菱UFJ銀行はSOMPOひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

ご存知ですか？ 知っておきたいがんのこと



年齢とともにがんのリスクが高まります

がんと診断される確率は年齢とともに高まり、生涯のうち男性は65.5%、女性は51.2%の人ががんと診断されています。

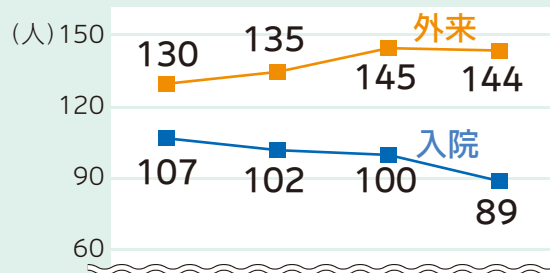
■がんと診断される確率は…

性別	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～79歳	生涯
男性	1.2%	2.8%	7.7%	21.4%	43.0%	65.5%
女性	2.3%	6.3%	12.5%	21.4%	33.3%	51.2%

表出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2023」
年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん

入院に比べて通院での治療が増えています

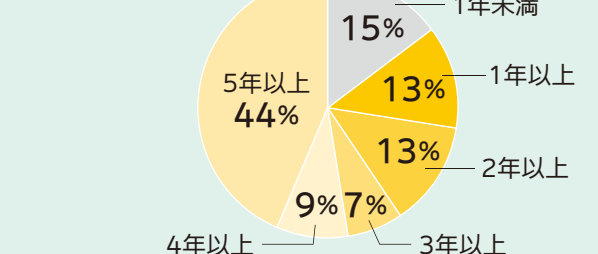
■がんの外来受療率および入院受療率の推移
(人口10万対)



平成23年 平成26年 平成29年 令和2年
平成23年は宮城県の石巻医療圏・気仙沼医療圏および福島県を除いた数値です。
厚生労働省「令和2年 患者調査」

85%以上の方は1年以上の継続治療をしています

■がんの治療期間



●調査期間：2020年8月5日～8月25日 ●回答者数：335名
●実施方法：認定NPO法人がんネットジャパンによるインターネットでの調査
●調査対象：がんに関与したことがある方
●端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

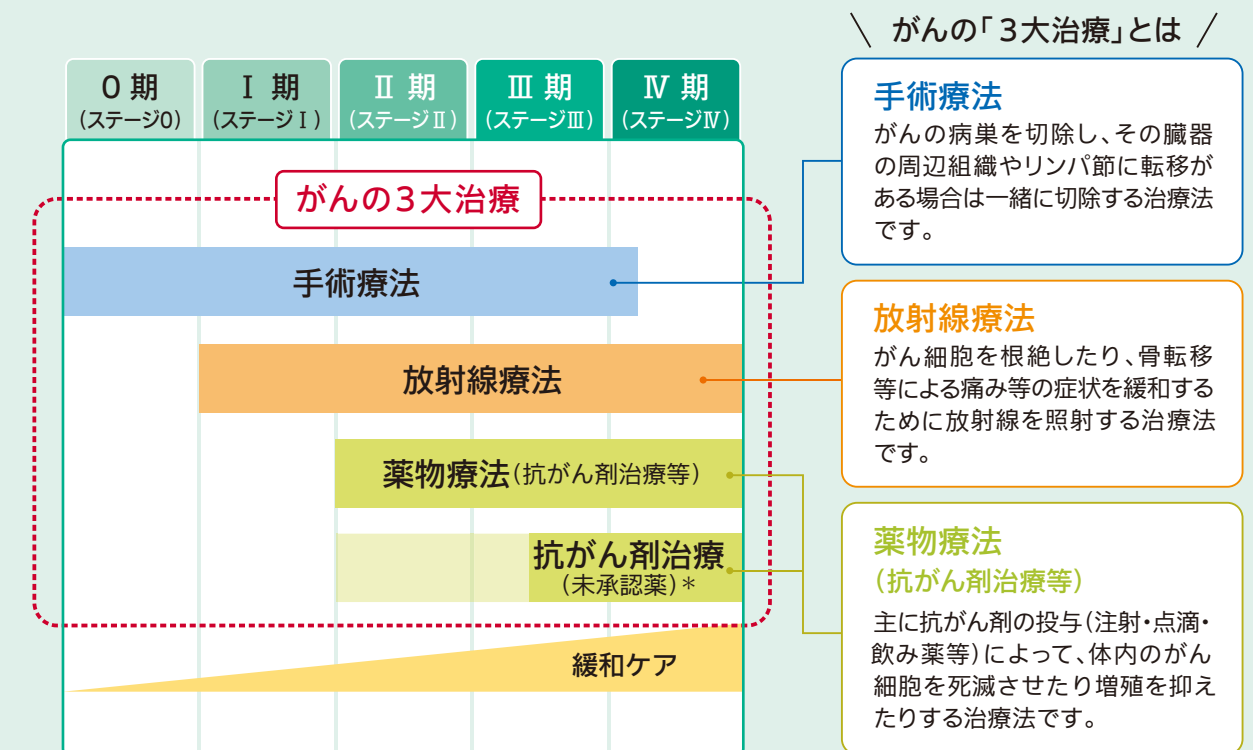
がんの種類や病期(ステージ)によってさまざまな治療方法が選択されています

「がんにそなえるBOOK(SOMP Oひまわり生命作成)」より抜粋

がん治療の基本となるのは「**3大治療**」です。

がんの種類や病期(ステージ)、体の状態、年齢等に応じて治療法を選択したり、複数の治療法を組み合わせる集学的治療が行われるようになってきています。

がんの種類や病期(ステージ)に応じた治療法(イメージ)



*未承認薬は、病状によっては病期を問わず使用されていますが、主にⅢ期・Ⅳ期で使用されることが多くなっています。

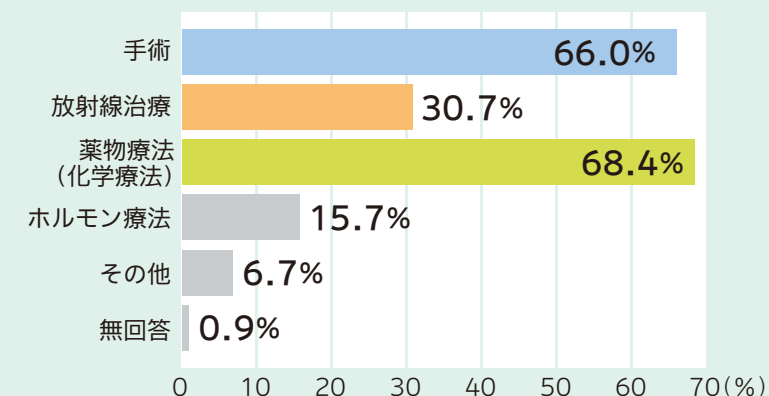
がんは早期発見・早期治療が大切です

■5大がんの5年後、10年後の相対生存率とステージ別の10年相対生存率

部位	5年後	10年後	I 期	II 期	III 期	IV 期
胃	75.4%	67.3%	90.3%	57.0%	37.2%	5.8%
大腸	76.8%	69.7%	94.8%	83.0%	76.2%	13.8%
乳房(女性)	93.2%	87.5%	98.3%	88.7%	66.6%	18.5%
肺	47.5%	33.6%	67.6%	34.5%	13.1%	2.1%
肝	38.6%	17.6%	30.2%	17.5%	6.7%	2.0%

全国がんセンター協議会の生存率協同調査を基に SOMP Oひまわり生命で作成
(5年相対生存率は2011～2013年、10年相対生存率は2005～2008年診断症例)

■がんに関与した人が受けている／受けた治療(複数回答)



東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果
(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」
を基に SOMP Oひまわり生命で作成

参考

緩和ケアとは…

患者や家族の体や心等の辛さを和らげ、豊かな人生を送ることができるよう支えていく方法です。痛みや吐き気、食欲不振等の症状の緩和に限らず、気分の落ち込みや孤独感等の心の辛さの緩和にも幅広く対応します。緩和ケアを早期から取り入れることが推奨されています。



ご存知ですか？ 医療費の現状

実際の治療費の自己負担費用は？

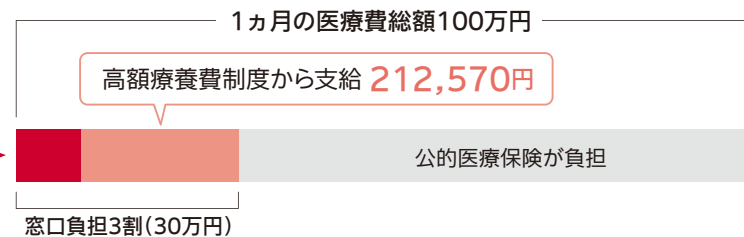
高額療養費制度 があります

高額療養費制度とは医療機関や薬局の窓口で支払った額*1が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。*2
(2024年1月現在)

*1 入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。
*2 健康保険組合等によって独自の助成制度を行っていることがあります。

例 69歳以下の場合 (適用区分③の場合)

1ヵ月で100万円の
医療費がかかった場合
自己負担額は **87,430円***3



*3 適用区分は③になるので、 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$

■69歳以下の方の上限額

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当の場合 (4回目からの自己負担限度額*4)
①	年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
②	年収約770～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③	年収約370～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④	～年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

*4 同一世帯で1年間(直近12ヵ月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。
● 70歳以上の場合は計算方法が異なります。くわしくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

厚生労働省「高額療養費を利用される皆さまへ」

治療費以外の費用は？

参考 治療費以外にも自己負担となる費用があります。

「がんにそなえるBOOK(SOMP Oひまわり生命作成)」より抜粋

 入院時の 差額ベッド代 (1日あたり)	がん研有明病院の場合 5,090～167,000円	 通院時の交通費・宿泊費	交通費(1年あたり) 約 20万円 (タクシー代除く) 宿泊費*8(1人1泊あたり) 約 10,000～20,000円 【例】茨城県土浦市からがん研有明病院(東京都江東区)に付き添いの人と1年間に24回通院したAさんの場合
 食事代 (1日あたり)	1,380円 (1食460円*5×3)	 自己判断で服用する サプリメント・漢方薬代 *9	+ α 等
 医療用ウィッグ代 *6 がん研有明病院調べ*7	既製品 約 1～10万円 セミオーダー 約 3～30万円		

*5 2024年1月現在の厚生労働省「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」

*6 お住まいの地域の自治体によっては購入費の一部を補助してもらえる場合があります。くわしくは、各自治体までお問い合わせください。

*7 がん研有明病院では特定のメーカーや商品の推奨・販売は行っていません。一般的な販売価格には幅があります。

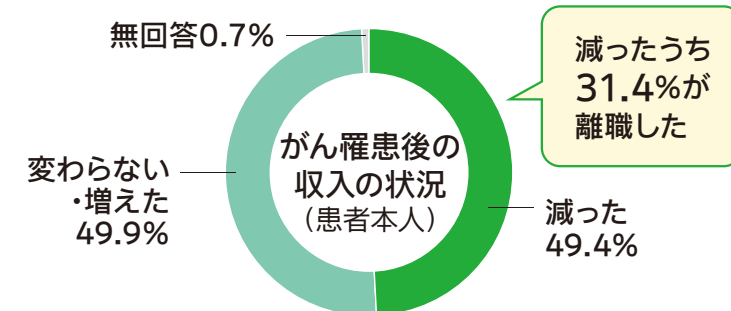
*8 がん研有明病院の近隣ホテルの場合の金額です。付き添いの人の宿泊施設を用意している医療機関は少ないため、ホテル等を利用する必要があります。

*9 医師と相談のうえ、経済的な負担にならない程度で利用することが望ましいとされています。

参考

仕事や収入にも影響する可能性があります。

がんに罹患すると、治療のために一定期間連続して休みを取ったり、勤務時間や業務量を減らしたりして、収入が減ってしまう場合もあります。



東京都福祉保健局
「東京都がん医療等に係る実態調査結果
(がん患者の就労等に関する実態調査) (平成31年3月)」

今までのがん保険は

がん入院給付金、がん手術給付金等がベースとなり、入院日数と手術の種類によって給付金額が変動していました。

例えば

がん入院給付金
1日 10,000円

入院
日数

がん手術給付金
(手術の種類に
応じた倍率)

(SOMP Oひまわり生命 がん保険(2010)BII型の場合)

>>> SOMP Oひまわり生命のがん保険なら…

健康をサポートするがん保険

勇気のお守り

がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(I型)

月ごとの給付により
治療費をサポート！
毎月の治療費に
備えることができます。

▶ くわしくは P7～10 へ

健康をサポートするがん保険

勇気のお守り

がん診断給付型 終身がん保険(C3)
(がん診断給付型)

まとまったお金で
治療をサポート！
治療費以外のさまざまな費用にも
備えることができます。

▶ くわしくは P11・12 へ

勇気のお守り の特徴と保障内容

特徴1

2種類の主契約からニーズに合わせて選択可能！

がん治療給付型

月ごとの給付により治療費をサポート！
毎月の治療費に備えることができます。

▶くわしくはP7～10へ

がん診断給付型

まとまったお金で治療をサポート！
治療費以外のさまざまな費用にも備えることができます。

回数無制限・1年に1回限度

▶くわしくはP11・12へ

特徴2

たばこを吸っていない方は安に！

●たばこを過去1年間吸っていません。

●ご契約後に1年以上禁煙★チャレンジ！制度（禁煙★チャレンジ！制度）

ていない方は割安な保険料で煙に成功された場合等でも制度をご用意しています。

▶くわしくはP19・20へ

特徴3

ご契約からがんの保障の開始までの3ヵ月間は保険料が発生しません！

本がん保険の保障はご契約から3ヵ月後に開始し、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。

※ご契約からがんの保障の開始までの3ヵ月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。

▶くわしくはP21へ

保障内容

保険期間：終身

- 契約年齢範囲・・・満6歳～満80歳
- 保険料払込方法・・・月払・半年払・年払
- 保険料払込期間・・・終身払
短期払
（55歳払済～85歳払済（5歳刻み）
5年払済・10年払済）
※契約年齢等により取扱範囲が異なります。

健康をサポートするがん保険

勇気のお守り

がん治療給付型

上皮内がんも同額保障

●基準給付月額・・・5万円～30万円（1万円単位）

給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	基準給付月額 10万円の場合
がん治療給付金	がんの治療を目的として次のいずれかに該当したとき ①手術 ②放射線治療 ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療（がんゲノムプロファイリング検査を含む） ④緩和療養 ⑤入院	通算120ヵ月限度（1ヵ月に1回） ※①②⑤については通算給付限度を超えてお支払いします（通算無制限）。	1ヵ月につき 10万円
自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	次のいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき ①先進医療 ②患者申出療養 ③がんを適応症として厚生労働大臣に承認されているもの ④欧米で承認されたもの	通算12ヵ月限度（1ヵ月に1回）	1ヵ月につき 20万円
自由診療乳房再建給付金	所定の乳房再建術を受けたとき	一乳房につき1回限度	一乳房につき 10万円

生涯保障

健康をサポートするがん保険

勇気のお守り

がん診断給付型

上皮内がんも同額保障

●給付金額・・・10万円～400万円（10万円単位）

給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	給付金額 100万円の場合
がん診断給付金	次のいずれかに該当したとき [1回目] 初めてがんと医師により診断確定されたとき [2回目以降] 直前のお支払事由から起算して1年を経過した後に、次のいずれかに該当したとき ●新たにがんと医師により診断確定されたとき ●がん治療のために入院を開始または継続しているとき* ●がん治療のための外来治療（手術療法、放射線療法、化学療法、疼痛緩和療法）を受けたとき* ●がん治療のための在宅医療（緩和療養）を受けたとき*	回数無制限（1年に1回限度）	1回につき 100万円

生涯保障

※2回目以降のがん診断給付金について、被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限りま。

主契約（がん治療給付型・がん診断給付型の2種類）

選べるオプション（特約）

すべての特約で
上皮内がんを保障

がん保険料免除特約

新がん先進医療特約
がん先進医療給付金
がん先進医療支援給付金

がん診断給付特約
がん診断給付金

がん外来治療給付特約
がん外来治療給付金

がん入院特約
がん入院給付金

抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約
抗がん剤・ホルモン剤治療給付金
自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

※主契約によって付加できる特約が異なります。くわしくはP13～15をご覧ください。

保障内容

保険料表

契約概要

注意喚起情報

5

6

月ごとに一定の金額でサポートするがん治療給付型



健康をサポートするがん保険
勇気のお守り
がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(I型)

の保障内容

健康をサポートするがん保険
勇気のお守り
がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(I型)

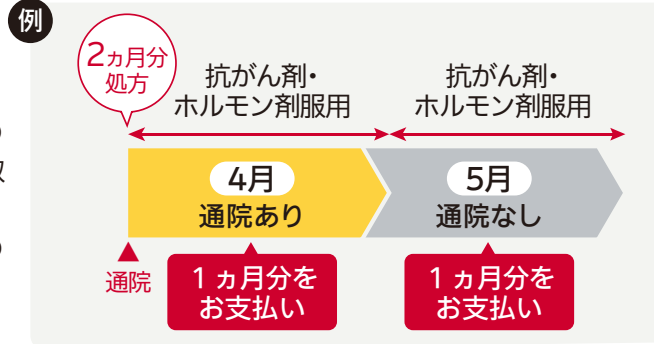
月ごとの給付により治療費をサポート！
毎月の治療費に備えることができます。
基準給付月額、高額療養費制度を参考に
年収に応じて設定することをおすすめします。

「がん治療給付型」のポイント



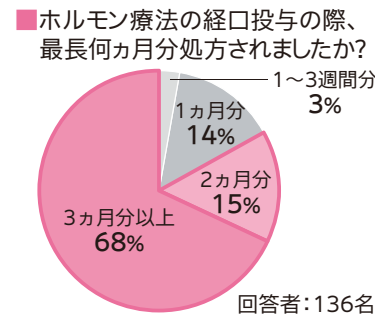
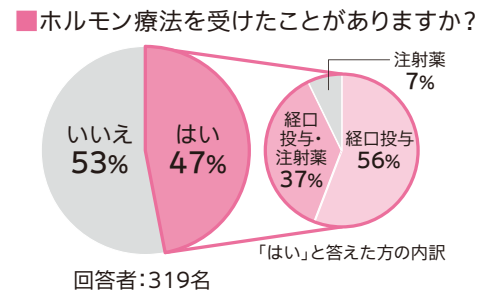
入院だけでなく、増えつつある
通院治療も保障します。

入院・通院にかかわらず、所定のがんの
治療を受けた月ごとに給付金をお受け取
りいただけます(薬は処方月だけでなく
投与期間が含まれる月もお受け取りの
対象となります)。



参考

ホルモン療法を受けた方
のうち、経口投与をしたこ
とがある方は93%です。
また約8割の方が、ホルモン
療法の経口投与を1度の
通院で2〜3ヵ月分まとめて
処方されています。



●調査期間: 2020年8月5日〜8月25日 ●実施方法: 認定NPO法人がんネットジャパンによるインターネットでの調査
●調査対象: がん罹患したことがある方 ●回答者数: 335名
●端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。



一人一人に合った選択肢が選べるよう、幅広い治療を保障します。

3大治療はもちろん、がんによる疼痛等を緩和する「緩和療養」や、遺伝情報に基づく
「がんゲノムプロファイリング検査」も保障します。上皮内がんも対象となります。

対象となるがん
すべてのがん
(悪性新生物)
上皮内がん
も対象!

対象となる治療

3大治療

手術
放射線治療
抗がん剤治療

入院
緩和療養
ホルモン剤治療
がんゲノム
プロファイリング検査



通算120ヵ月の給付金で、長引く治療もしっかりサポートします。

入院・通院にかかわらず、所定のがんの治療を受けた月ごとに受け取れる
がん治療給付金は、通算120ヵ月保障します。
さらに「手術」「放射線治療」「入院」は通算無制限でお支払いします。

- 主契約は終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)です。
- 保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときに、
基準給付月額と同額を死亡給付金としてお支払いします。
- 保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払い込み
いただくご契約の場合、死亡給付金はありません。
- がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および

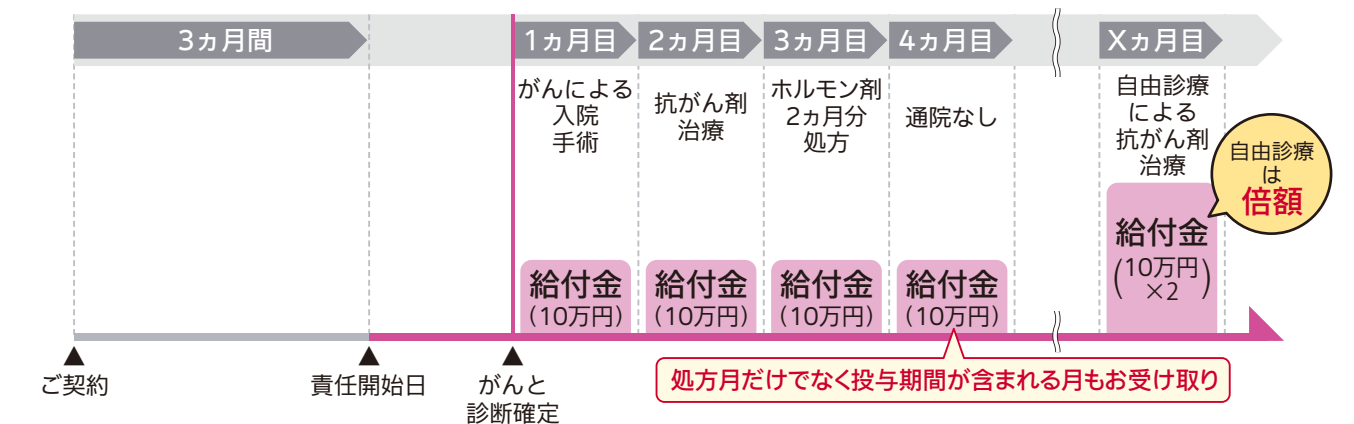
- 症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
- がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の
属する日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日とします。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、
ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させてい
ただく場合があります。

保険期間: 終身

給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	基準給付月額 10万円の場合
がん治療 給付金*1	がんの治療を目的として 次のいずれかに該当したとき ①手術 ②放射線治療 ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療 (がんゲノムプロファイリング検査を含む) ④緩和療養 ⑤入院	通算120ヵ月限度 (1ヵ月に1回) ※①②⑤については 通算給付限度を 超えてお支払い します(通算無制限)。	1ヵ月につき 10万円
自由診療 抗がん剤・ ホルモン剤治療 給付金	次のいずれかの抗がん剤治療・ ホルモン剤治療を受けたとき ①先進医療*2②患者申出療養*2 ③がんを適応症として厚生労働 大臣に承認されているもの ④欧米で承認されたもの	通算12ヵ月限度 (1ヵ月に1回)	1ヵ月につき 20万円
自由診療 乳房再建給付金	所定の乳房再建術を受けたとき	一乳房につき 1回限度	一乳房につき 10万円

■お受け取りイメージ(基準給付月額10万円の場合)

入院・通院にかかわらず、所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。



上皮内新生物(上皮内がん)ってどんな状態?

胃がん、大腸がん、食道がんのように消化管内部
の表面にできるがんにおいては、がん細胞が
表面の上皮にとどまっている状態を上皮内
新生物(上皮内がん)といいます。
この段階で手術で切除することができ、転移の
可能性はほとんどないといわれています。
上皮内新生物(上皮内がん)が悪性化し、基底膜
を越えて浸潤した場合、「がん」になります。

●上皮内新生物(上皮内がん)



転移の可能性は
ほとんどない

●がん



血管やリンパ管を通じて
全身に転移する可能性が
ある*

*がんの種類によって、基底膜を越えても転移しないことがあります。
「がん」にそなえるBOOK(S O M P O ひまわり生命作成)」より抜粋

- 同一の月に、がん治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤
治療給付金、自由診療乳房再建給付金のそれぞれのお支払事由
に該当した場合、それぞれの給付金をお支払いします。
- *1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当
するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもっ
てお支払事由に該当したものとみなします。

- *2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準
に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されて
いるものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設
基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度
に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険
医療機関で受けた療養のことをさします。



主契約

がん治療給付金

がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として次のいずれかに該当した場合、お支払事由に該当する月ごとにがん治療給付金^{*1}をお受け取りいただけます。

通算120ヵ月限度
(1ヵ月に1回)
※①②⑤については通算無制限

お支払事由		
①	手術	所定の手術 (先進医療 ^{*2} ・骨髄移植を含む)
②	放射線治療	所定の放射線治療 (先進医療 ^{*2} を含む)
③	抗がん剤治療 ホルモン剤治療	所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ^{*3} または がんゲノムプロファイリング検査 ^{*4}
④	緩和療養	所定の疼痛緩和薬(オピオイド鎮痛剤) を用いた緩和療養、所定の入院 または在宅医療による緩和療養 ^{*5}
⑤	入院	所定の入院



がん治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円
(基準給付月額10万円の場合)

●公的医療保険対象の乳房再建術を受けた場合には、その該当した日にがん治療給付金のお支払事由に該当したものとみなします。

参考

がんゲノム医療、がんゲノムプロファイリング検査 (がん遺伝子パネル検査)とは？

がんゲノム医療は、遺伝子情報に基づくがんの個別化治療の1つです。
主にがんの組織を用いて、多数の遺伝子を同時に調べ(がん遺伝子パネル検査^{*1})、遺伝子変異^{*2}を明らかにすることにより、一人一人の体質や病状に合わせて治療等を行う医療です。

※1 がん遺伝子パネル検査は、がんゲノムプロファイリング検査と呼ばれることもあります。

※2 遺伝子変異は、細胞の中の遺伝子がなんらかの原因で後天的に変化することや、生まれもった遺伝子の違い。

国立がん研究センターがん情報サービス「がんゲノム医療とがん医療における遺伝子検査」を基に
S O M P O ひまわり生命で作成



主契約

自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として次のいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療^{*3}を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお受け取りいただけます。

通算12ヵ月限度
(1ヵ月に1回)

(がん治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を除きます。)

お支払事由

- ① 先進医療^{*2}
- ② 患者申出療養^{*2}
- ③ がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている
抗がん剤・ホルモン剤^{*6}
- ④ 欧米で承認された抗がん剤・ホルモン剤

●自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

自由診療抗がん剤・
ホルモン剤治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円×2
(基準給付月額10万円の場合)



主契約

自由診療乳房再建給付金

がん(上皮内がんを含む)の治療に伴う乳房再建術を受けた場合、自由診療乳房再建給付金をお受け取りいただけます。

(がん治療給付金のお支払対象となる乳房再建術を除きます。)

一乳房につき
1回限度



自由診療
乳房再建給付金
一乳房につき
10万円
(基準給付月額10万円の場合)

参考

乳房再建術について

乳がんの切除により変形あるいは失われた乳房をできる限り取り戻すための手術を乳房再建術といいます。「自分の体の一部(自家組織)を使用する方法」と「人工物を使用する方法」があります。再建のタイミングは、乳がん切除と同時に再建まで行う「一次再建」と、乳がんの手術や化学療法等の補助療法が一段落したところで再建を行う「二次再建」があります。

国立がん研究センター 東病院「乳房再建術について」を基にS O M P O ひまわり生命で作成

*1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。

*2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。

*3 くわしくは約款別表「抗がん剤治療・ホルモン剤治療」をご覧ください。

*4 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、検体検査実施料(検体提出時または結果説明時)が算定されるがんゲノムプロファイリング検査をさします。

*5 くわしくは約款別表「対象となる疼痛緩和薬」「対象となる神経ブロック」「在宅医療」をご覧ください。

*6 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効果または効果が認められたものに限り、ただし、がんゲノムプロファイリング検査により選定されたものは除きます。

まとまったお金でサポートするがん診断給付型

健康をサポートするがん保険
勇気のお守り
がん診断給付型 終身がん保険(C3)
(がん診断給付型)

なら、まとまったお金で治療をサポート！
治療費以外のさまざまな費用にも
備えることができます。

「がん診断給付型」のポイント

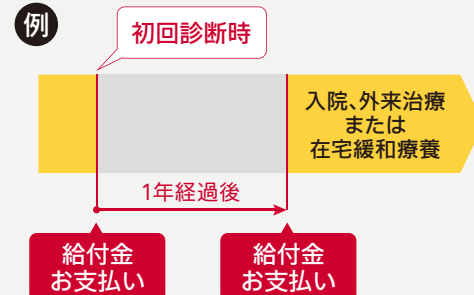


**治療の長期化や
万が一の再発*1・転移も
サポートします。**

初めてがんと医師により診断確定された
ときだけでなく、治療が続く場合には毎年
給付金をお受け取りいただけます。
がんには再発*1・転移のリスクがありますが、
万が一がんが再発*1・転移してしまった場合
も保障します。

回数無制限
(1年に1回限度)

初回診断時だけでなく、治療が続く場合には
毎年給付金をお受け取りいただけます。



**がん罹患による収入減少や
さまざまな出費の増加を
カバーできます。**

がんになると治療費の他にもさまざまな
費用がかかります。一方で休職・離職等により
収入が減少することもあります。
給付金は自由にお使いいただけます。



がんの治療を受けるには、治療費の他にも
さまざまな費用がかかります。



- 主契約は終身がん保険(C3)(がん診断給付型)です。
- 保険料払込期間満了後の保険期間に死亡したときに、
がん診断給付金額×10%を死亡給付金としてお支払いします。
- 保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払い込み
いただくご契約の場合、死亡給付金はありません。

- がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および
症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
- がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の
属する日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日とします。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、
ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていた
だく場合があります。

健康をサポートするがん保険
勇気のお守り
がん診断給付型 終身がん保険(C3)
(がん診断給付型)

の保障内容

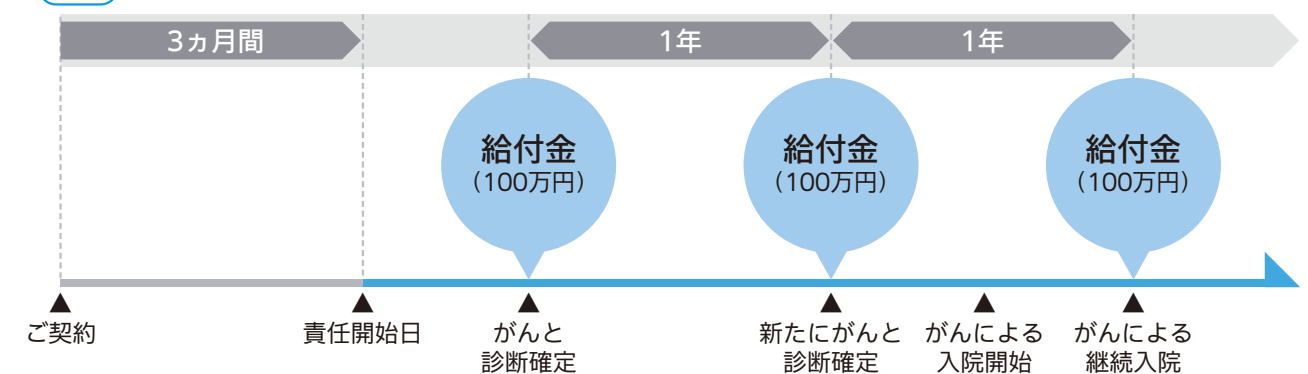
保険期間:終身

給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	給付金額 100万円の場合
がん診断 給付金	次のいずれかに該当したとき [1回目] 初めてがんと医師により診断確定 されたとき [2回目以降] 直前のお支払事由該当日から起算 して1年を経過した後に、 次のいずれかに該当したとき ・新たにがんと医師により診断確定 されたとき ・がん治療のために入院を開始また は継続しているとき*2 ・がん治療のための外来治療(手術 療法、放射線療法、化学療法*3、 疼痛緩和療法*4)を受けたとき*2*5 ・がん治療のための在宅医療(緩和 療養)を受けたとき*2*6	回数無制限 (1年に1回限度)	1回につき 100万円

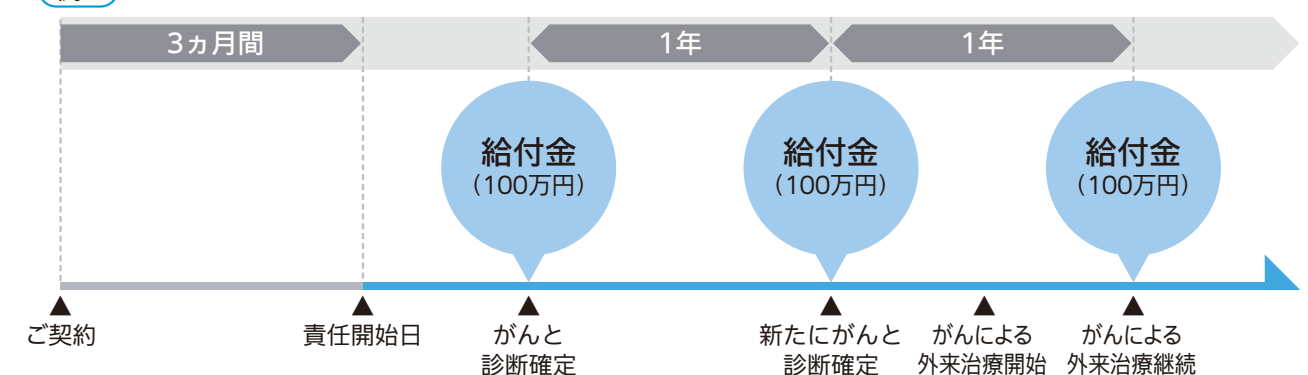
■お受け取りイメージ(がん診断給付金額100万円の場合)

初回診断時だけでなく、治療が続く場合には毎年給付金をお受け取りいただけます。

例1



例2



- *1 再発とはすでに診断確定されたがんが、治療したことにより
認められない状態になった後に再発したと診断確定される
ことです。
- *2 2回目以降のがん診断給付金について、被保険者が治療
または寛解状態でない場合に限りします。
- *3 抗がん剤等薬剤を投与し、がんを破壊またはがんの発育、
増殖を抑制する療法をいいます(細胞免疫療法、ワクチン
療法を含みます)。

- *4 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを
緩和することを目的とした治療をいいます。
- *5 がんの消滅・破壊等を直接の目的とした、①手術療法
②放射線療法③化学療法④疼痛緩和療法のいずれかの
治療が引き続き必要と認められる場合に限りします。
- *6 くわしくは約款別表「在宅医療」をご覧ください。



特約

がん保険料免除特約

付加できる主契約

がん治療給付型

がん診断給付型

初めてがん(上皮内がんを含む)と医師により診断確定された場合、
以後の保険料のお払い込みは必要ありません。



特約

新がん先進医療特約^{*1}

付加できる主契約

がん治療給付型

がん診断給付型

- がん(上皮内がんを含む)を原因とした先進医療^{*2}による療養を受けた場合、
がん先進医療給付金をお受け取りいただけます。
- がん先進医療給付金の支払われる療養を受けた場合、
がん先進医療支援給付金^{*3}をお受け取りいただけます。

お支払事由

- がんを原因とした先進医療による療養を受けたとき
(通算2,000万円まで)

がん先進医療給付金
受療した先進医療の
技術料相当額

- がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき

がん先進医療
支援給付金
1回の療養につき
15万円

- 新がん先進医療特約は、喫煙にかかわる保険料率は適用されません。

*1 被保険者がすでにS O M P O ひまわり生命で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

*2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限りま。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

*3 がん先進医療支援給付金のお支払いは、同一の先進医療による療養について1回限りとなります。



特約

がん診断給付特約

付加できる主契約

がん治療給付型

P11・12「がん診断給付型」がん診断給付金のお支払事由と同様です。

※以下の範囲で設定します。
10万円～400万円(10万円単位)

▶ お支払事例はP17・18を参照ください。



特約

がん外来治療給付特約

付加できる主契約

がん治療給付型

がん診断給付型

終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)に付加する場合、がん診断給付特約との同時付加が必要です。

通院や往診によるがん(上皮内がんを含む)の治療を受けた場合、**がん外来治療給付金**をお受け取りいただけます。
入院をしない治療でも、がん(上皮内がんを含む)の治療が続く限り保障します。

通算無制限
(1年間120日限度)

お支払事由

医師により診断確定されたがんの治療を目的として、
医師の治療処置を伴う**外来治療**(通院・往診)を
外来治療期間中に受けたとき

- がんの治療を目的とした入院中に外来治療を受けた場合には、
がん外来治療給付金はお受け取りいただけません。

がん外来治療給付金
5,000円
×外来治療を受けた日数
(がん外来治療給付金日額
5,000円の場合)

※以下の範囲で設定します。
1,000円～2万円(1,000円単位)

がん外来治療給付金のお受け取りについて

お支払限度

外来治療期間1年間につき120日間

- 初めてがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算した1年間を外来治療期間とします。
 - 外来治療期間満了日の翌日以後、次のいずれかに該当した場合についても、その該当した日から起算した1年間が新たな外来治療期間となります。
 - ・新たにがんと診断確定されたとき(再発*または転移したがんを含みます。)
 - ・がん治療のために入院を開始したとき
 - ・がん治療のための入院を継続しているとき
 - ・がん治療のための外来治療を受けたとき
- *再発とはすでに診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。



特約

がん入院特約

付加できる主契約

がん治療給付型

がん診断給付型

がん(上皮内がんを含む)による入院*をした場合、
がん入院給付金をお受け取りいただけます。

日数無制限

*日帰り入院(入院基本料のお支払いの有無等を参考に判断します)を含みます。
※以下の範囲で設定します。
1,000円～2万円(1,000円単位)

がん入院給付金
10,000円
×入院日数
(がん入院給付金日額
10,000円の場合)



特約

抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約

付加できる主契約

がん診断給付型

がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として
次の抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた場合、
お支払事由に該当する月ごとに

抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、
自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお受け取りいただけます。

通算120ヵ月限度
(1ヵ月に1回)
※自由診療抗がん剤・
ホルモン剤治療給付金については
通算12ヵ月限度

お支払事由

抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療^{*1}
または
がんゲノムプロファイリング検査^{*2}
を受けたとき

抗がん剤・
ホルモン剤治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円
(基準給付月額10万円の場合)

自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

次のいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療^{*1}を
受けたとき
(抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払対象となる
抗がん剤治療・ホルモン剤治療を除きます。)

- ① 先進医療^{*3}
- ② 患者申出療養^{*3}
- ③ がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている
抗がん剤・ホルモン剤^{*4}
- ④ 欧米で承認された抗がん剤・ホルモン剤

自由診療抗がん剤・
ホルモン剤治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円×2
(基準給付月額10万円の場合)

*1 くわしくは約款別表「抗がん剤治療・ホルモン剤治療」を
ご覧ください。

*2 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に
より、検体検査実施料(検体提出時または結果説明時)が
算定されるがんゲノムプロファイリング検査をさします。

*3 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準
に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定され
ているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・
施設基準は変動します。
患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出
療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた
療養のことをさします。

*4 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断
確定されたがんの治療に対する効能または効果が認め
られたものに限ります。ただし、がんゲノムプロファイリング
検査により選定されたものは除きます。

- 同一の月に、複数の抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払
事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当
した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。
 - 同一の月に、複数の自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金
のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由
に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。
 - 同一の月に、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金と自由診療
抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のそれぞれのお支払事由
に該当した場合、それぞれの給付金をお支払いします。
- ※以下の範囲で設定します。
1万円～30万円(1万円単位)

「がんにそなえるBOOK(SOMP Oひまわり生命作成)」より抜粋

抗がん剤治療

薬が血液から全身に回るため、全身に対して効果が
期待できます。副作用があることもありますが、
最近では副作用の少ない治療薬の開発が進んでいます。
薬物療法には、抗がん剤を使用する治療法その他、
分子標的薬や免疫チェックポイント阻害薬、
ホルモン療法薬を使用する治療法等があります。
日本で未承認の治療薬等もあり、経済的な負担が
生じることがあります。

- 右記の費用は薬剤料のみであり、検査料等の諸費用は
含まれておりません。薬剤料(薬価)は定期的に見直し
が行われており、変動することがあります。
- 右記の費用は高額療養費制度利用前の金額であり、
高額療養費制度が適用される場合があります。
- 費用例はがん研有明病院監修のもと、作成しています。
医療機関・診断内容・治療内容によって異なりますので
ご注意ください。

例 分子標的薬

がん細胞のたんぱく質や遺伝子をターゲットと
して効率よく攻撃し、がん細胞の増殖を抑えたり、
破壊する治療薬です。

- [条件]
- 乳がん(体重50kgの患者の場合)
 - 処方:トラスツズマブ
 - 治療スケジュール:
3週間ごとに18回治療を行った場合

総額:約216万円
(自己負担3割の場合:約65万円)

- トラスツズマブの投与量は体重によって異なります。
費用は外来治療の場合ですが、医療機関によっては
3日ほどの入院治療が必要になる場合もあります。

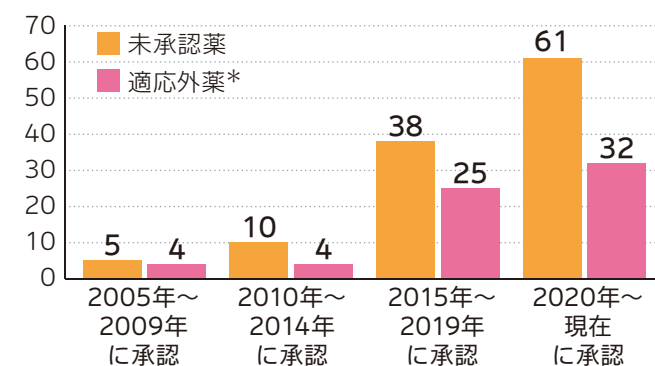
患者申出療養制度

患者申出療養制度は、未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の
思いに応えるため、患者からの申出を起点とし、安全性・有効性等を確認しつつ、できる限り身近な医療
機関で受けられるようにする制度です。この制度を用いると、公的医療保険と併用して未承認薬等の先進的
な治療を受けることができます。

欧米で承認された抗がん剤(日本で未承認の薬等)

欧米で承認された薬剤が日本で承認されるまで
には数ヵ月から数年程度かかるため、未承認薬
を使う治療は「自由診療(全額自己負担)」となり
ます。未承認薬は1ヵ月の薬剤費が100万円を超える
ものが多く、中には1,000万円を超えるものもあり
ます。

■米国が欧州で承認され、日本未承認または適応外である
がん領域の医薬品数とその推移



* 欧米および日本で承認されているが、適応症が異なり、
日本では一部の適応症に使用できない薬剤のことをいいます。

- 2023年7月31日時点での情報に基づいています。(のべ数)
国立がん研究センター
「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」



お支払事例

大腸がん治療(ステージ0・ステージⅢ)

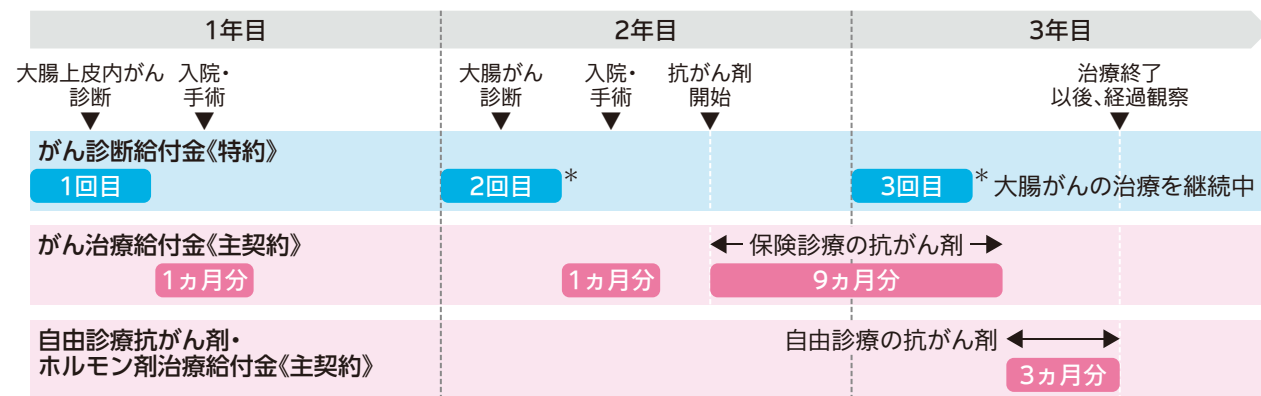
男性に多いがん

健康診断で精密検査が必要となり、内視鏡検査を実施した結果、大腸上皮内がん(ステージ0)と診断。
その後内視鏡手術と2日間(同月内)入院しました。1年後、内視鏡検査を実施し、新たに大腸がん(ステージⅢ)と診断。大腸がんの手術と17日間(同月内)入院しました。手術後1年間にわたって抗がん剤治療を行いました。(保険診療の抗がん剤治療9ヵ月間、自由診療の抗がん剤治療を3ヵ月間)

50歳男性

《主契約》終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(Ⅰ型)+
《特約》がん診断給付特約の場合

基準給付月額:10万円
がん診断給付金額:100万円の場合



*2回目以降のがん診断給付金について、被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限りま。

がん診断給付金 《特約》	100万円 × 3回	= 300万円	お受取総額 470万円
がん治療給付金 《主契約》	保険診療の入院・手術・抗がん剤治療 10万円 × 合計11ヵ月	= 110万円	
自由診療抗がん剤・ ホルモン剤治療給付金 《主契約》	自由診療の抗がん剤治療 20万円 × 3ヵ月	= 60万円	

- お支払いの可否は、最終的には診断書の内容等により判断させていただきます。
- 記載している事例は、あくまでも一例であり、実際の治療内容には個人差があります。

乳がん治療(ステージⅢ)

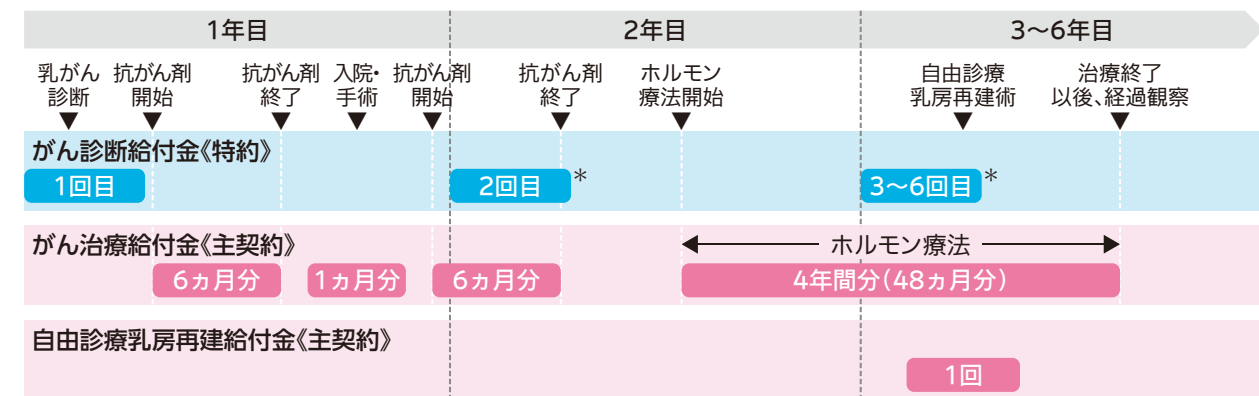
女性に多いがん

右乳房のがんと診断後、手術の前に半年間の抗がん剤治療でがんを小さくしてから右乳房全摘出術を受け、14日間(同月内)入院。その後、再度抗がん剤治療を半年間、ホルモン療法を4年間行いました。(自由診療による乳房再建術も1回実施)

40歳女性

《主契約》終身がん保険(C2)
(がん治療給付型)(Ⅰ型)+
《特約》がん診断給付特約の場合

基準給付月額:10万円
がん診断給付金額:100万円の場合



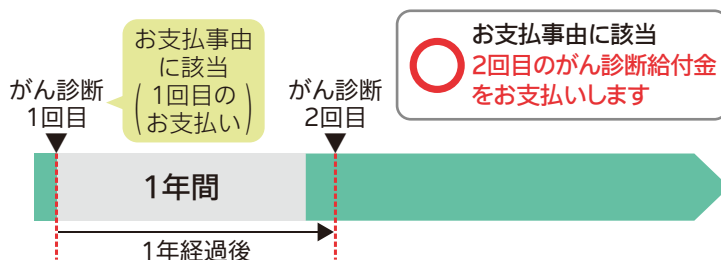
*2回目以降のがん診断給付金について、被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限りま。

がん診断給付金 《特約》	100万円 × 6回	= 600万円	お受取総額 1,220万円
がん治療給付金 《主契約》	保険診療の抗がん剤・入院・手術・ホルモン療法 10万円 × 合計61ヵ月	= 610万円	
自由診療乳房再建給付金 《主契約》	10万円	= 10万円	

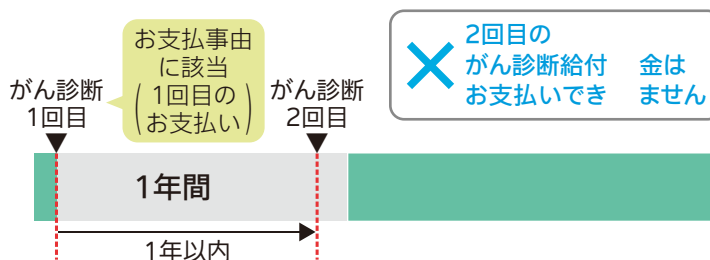
- お支払いの可否は、最終的には診断書の内容等により判断させていただきます。
- 記載している事例は、あくまでも一例であり、実際の治療内容には個人差があります。

2回目以降のがん診断給付金のお支払いについて

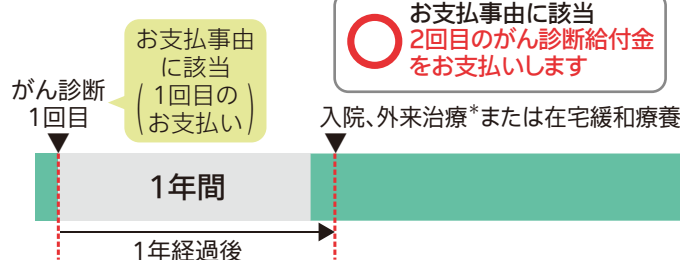
ケース1 前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後に、新たにごんと診断確定された場合、2回目のがん診断給付金をお支払いします。



ケース2 前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年以内に新たにごんと診断確定された場合、2回目のがん診断給付金はお支払いできません。



ケース3 前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後に、がんに対する治療を目的とした、入院、外来治療*または在宅緩和療養を受けた場合、2回目のがん診断給付金をお支払いします。



ケース2の場合でも、前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年経過後に入院、外来治療*または在宅緩和療養を受けた場合は、がん診断給付金をお支払いします。

*「手術療法」「放射線療法」「化学療法」「疼痛緩和療法」のいずれかの治療が引き続き必要です。

●該当した日において治癒または寛解状態でない場合に限りま。



保険料率と禁煙☆チャレンジ!制度について

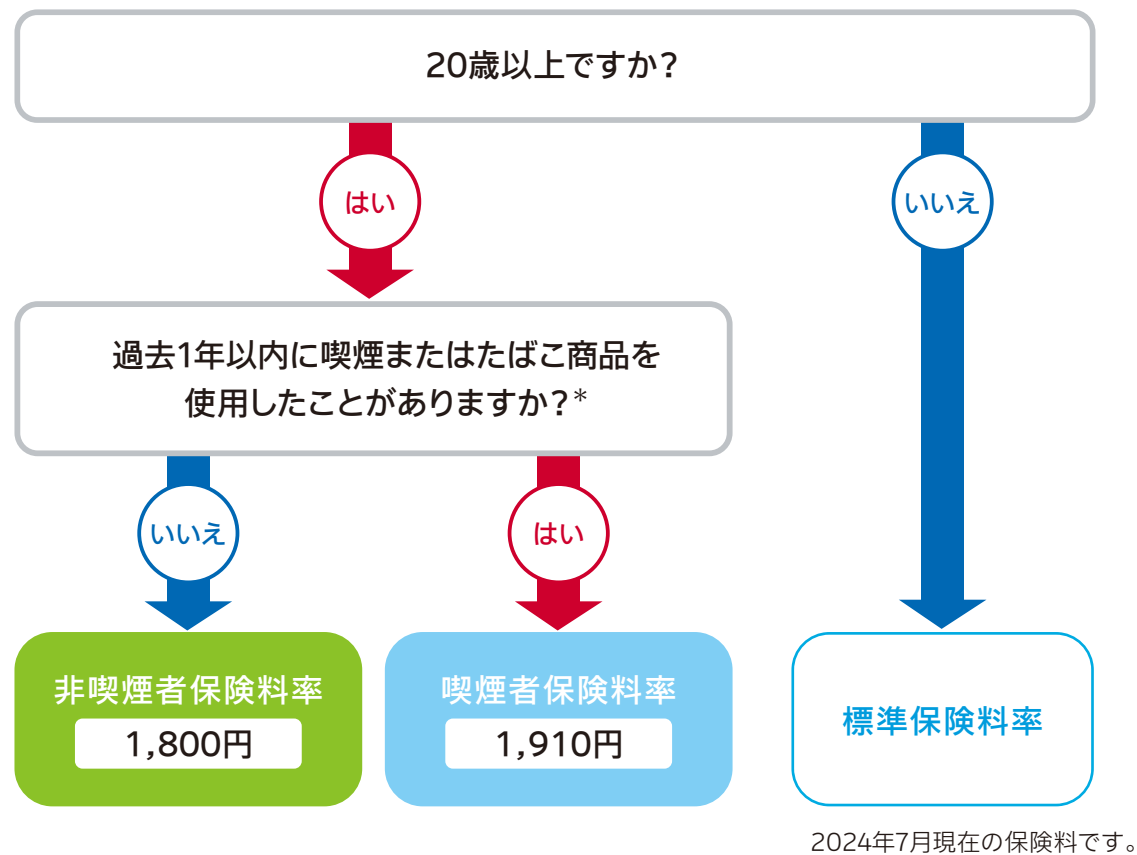
- 対象の主契約
- がん治療給付型
- がん診断給付型
- 対象のオプション
- がん診断給付特約
- がん外来治療給付特約
- がん入院特約
- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約

1

たばこを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申し込みいただけます！

被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。
ご契約時に健康状態等がS O M P O ひまわり生命の定める基準を満たしたうえで、過去1年間に喫煙歴がない場合、割安な保険料でお申し込みいただけます。
20歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。

ご契約例 ●50歳男性 ●終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型) ●基準給付月額:10万円
●保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:口座振替月払



- *喫煙状況の確認のため、お申し込み内容により告知に加えて所定の検査を求めることがあります。
- ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
また、以後のご契約のお引き受けをお断りする場合があります。
 - なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。
 - 検査の結果によっては、非喫煙者保険料率が適用できない場合があります。
 - 新がん先進医療特約は、喫煙にかかわる保険料率は適用されません。

2

たばこを吸っていてもご契約後に1年以上禁煙に成功すると保険料率を変更できます！

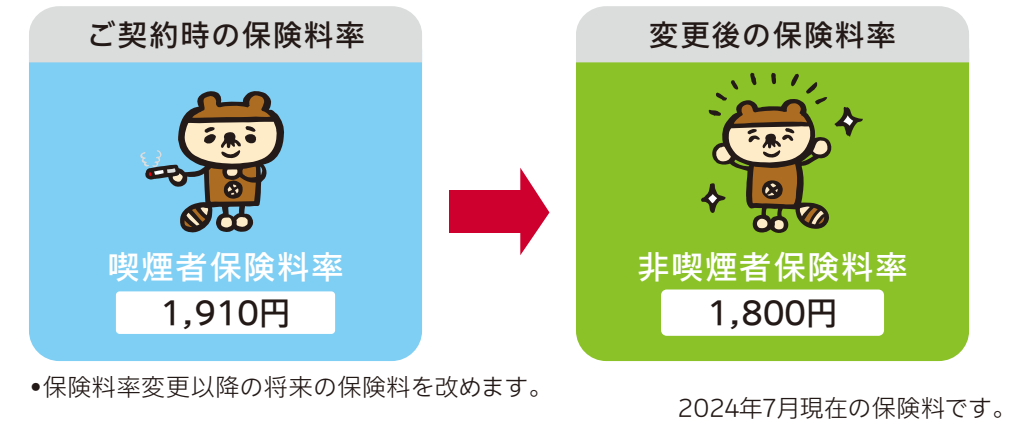
禁煙☆チャレンジ!制度

「喫煙者保険料率」を適用したご契約は、被保険者がご契約後の所定の期間内に1年以上喫煙歴がない等、S O M P O ひまわり生命の定める基準を満たしている場合、「非喫煙者保険料率」へ変更ができます。

ご契約例 ●50歳(ご契約時)男性 ●終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)
●基準給付月額:10万円 ●保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:口座振替月払

[喫煙者保険料率から非喫煙者保険料率にチャレンジ成功した場合]

◆ご契約2年後(52歳)に保険料率の変更が適用された場合



禁煙☆チャレンジ!制度のイメージ



⚠ 禁煙☆チャレンジ!制度の取り扱いにあたって、次の点についてご注意ください。

- 保険料率変更のお申出の際に、すでにお支払事由に該当している場合には、お取り扱いできません。
- 保険料率変更の告知日が、契約日から起算して1年以上かつ5年以内にある場合にお取り扱いが可能です。
- 保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況がS O M P O ひまわり生命の定める範囲内であっても、健康状態等がS O M P O ひまわり生命の定める基準を満たさない場合には、お取り扱いできません。
- 20歳未満でご加入いただいた契約(標準保険料率適用契約)は、本制度のお取り扱いはできません。
- S O M P O ひまわり生命の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。

上記取扱いは2024年7月現在の内容に基づいています。 詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。



がんの保障の開始と保険料のお払い込みについて

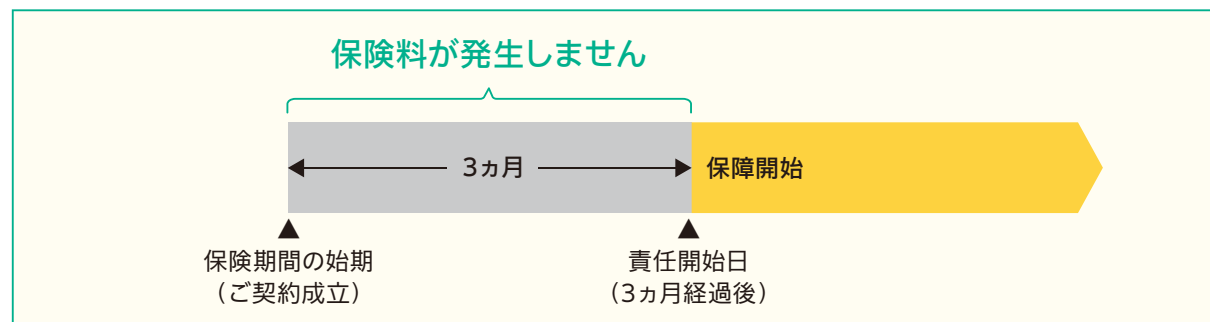
⚠ **がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期*の属する日からその日を含めて3ヵ月を経過した日の翌日とします。**

*ご契約のお引き受けをSOMP Oひまわり生命が承諾した場合には、お申し込みを受けたときまたは告知のときのいずれか遅いときとなります。

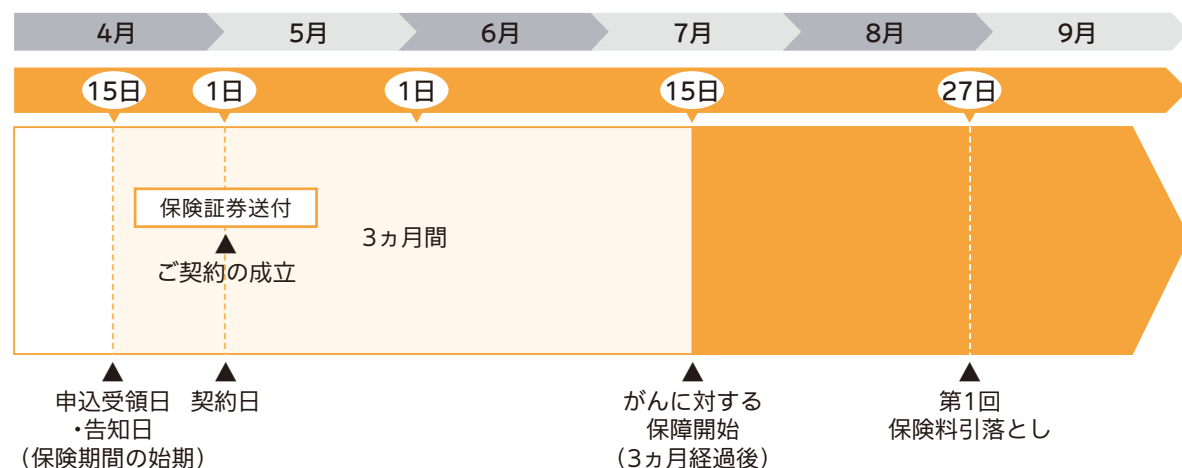
- 責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。
- 「3ヵ月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3ヵ月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

⚠ **ご契約からがんの保障の開始までの3ヵ月間は保険料が発生しません。**

- 本がん保険は、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。そのため、ご契約からがんの保障の開始までの3ヵ月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。
- 年払・半年払の初回保険料は、保障のない3ヵ月間分を差し引いた保険料(年払は9ヵ月分、半年払は3ヵ月分)を責任開始日前に払い込む必要があります。
- 特約中途付加を除きます。



[イメージ図] (口座振替扱の場合)



マイリンククロス(Webサービス)のご登録について



マイリンククロスにご登録をいただくと、責任開始日の当日にがん保険の保障開始のお知らせをメールでお送りします。

マイリンククロス(Webサービス)とは

SOMP Oひまわり生命が提供・運営する登録制のWebサービスです。(登録無料)
お客さまの「健康」「生活」「保険」に関する安心・便利をお届けします。

例えば…

ご契約内容の照会

住所・電話番号の変更

保険料振替口座・クレジットカードの変更

サービスやアプリのご案内

…等

1 新規登録サイトへアクセス いずれかの方法でマイリンククロスの新規登録サイトにアクセスしてください。 二次元コード  Web検索  ひまわり生命 検索 https://www.himawari-life.co.jp/	2 新規登録サイト お好みの登録方法を選択して手続きを開始してください。 メールアドレスで新規登録 もしくは LINEで新規登録	3 メールアドレスのご入力 最初に規約の確認・メールアドレスのご入力をお願いします。「同意し手続きする」のボタンを押すと仮登録のメールが届きます。 メールアドレスのご入力 仮登録メール受信	4 お客さま情報のご登録 仮登録メールに記載されたURLにアクセスし、案内に従って下記お客さま情報を入力して、登録を完了させてください。 パスワード 証券番号 漢字・カナ姓名 生年月日
---	---	--	--

本パンフレットに記載の内容は、2024年7月現在のものです。

2024年秋に、名称を
「MYひまわり」へ
リニューアル



主契約（どちらかをご選択ください。）			特約					
終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(Ⅰ型)			+	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
基準給付月額		給付金額						
10万円		100万円						
契約年齢(歳)	20	590	1,030	71	515	340	165	410
	21	610	1,060	71	530	350	165	430
	22	630	1,090	71	545	370	175	450
	23	650	1,130	71	565	380	180	470
	24	670	1,170	71	585	390	190	490
	25	690	1,210	71	605	410	200	520
	26	720	1,250	71	625	420	210	540
	27	740	1,290	71	645	440	220	570
	28	770	1,340	71	670	450	230	590
	29	790	1,390	71	695	470	245	620
	30	820	1,440	71	720	490	255	650
	31	850	1,490	71	745	510	265	680
	32	880	1,550	71	775	530	280	720
	33	910	1,610	71	805	550	290	750
	34	950	1,660	71	830	570	305	780
	35	980	1,720	71	860	590	320	820
	36	1,010	1,790	71	895	620	335	860
	37	1,050	1,860	71	930	640	350	900
	38	1,090	1,940	71	970	670	365	940
	39	1,140	2,020	71	1,010	700	385	990
	40	1,190	2,100	71	1,050	730	405	1,030
	41	1,230	2,190	71	1,095	760	420	1,080
	42	1,290	2,280	71	1,140	800	440	1,130
	43	1,340	2,370	71	1,185	830	465	1,180
	44	1,400	2,470	71	1,235	870	485	1,230
	45	1,460	2,580	71	1,290	910	505	1,290
	46	1,520	2,700	71	1,350	950	530	1,340
	47	1,590	2,830	71	1,415	990	555	1,400
	48	1,650	2,960	71	1,480	1,030	580	1,470
	49	1,720	3,080	71	1,540	1,070	610	1,530
	50	1,800	3,230	71	1,615	1,120	640	1,600
	51	1,880	3,380	71	1,690	1,180	675	1,660
	52	1,970	3,540	71	1,770	1,230	705	1,730
	53	2,060	3,690	71	1,845	1,290	740	1,810
	54	2,160	3,860	71	1,930	1,350	775	1,880
	55	2,250	4,030	71	2,015	1,420	815	1,960
	56	2,350	4,210	71	2,105	1,480	845	2,040
	57	2,450	4,390	71	2,195	1,550	880	2,120
	58	2,560	4,580	71	2,290	1,620	920	2,200
	59	2,680	4,780	71	2,390	1,680	955	2,290
60	2,800	4,970	71	2,485	1,760	995	2,360	
61	2,930	5,180	71	2,590	1,840	1,035	2,450	
62	3,050	5,400	71	2,700	1,930	1,070	2,540	
63	3,190	5,610	71	2,805	2,020	1,110	2,620	
64	3,340	5,840	71	2,920	2,110	1,150	2,700	
65	3,490	6,070	71	3,035	2,200	1,185	2,780	
66	3,630	6,280	71	3,140	2,300	1,230	2,860	
67	3,790	6,510	71	3,255	2,390	1,275	2,940	
68	3,960	6,750	71	3,375	2,500	1,320	3,000	
69	4,130	6,980	71	3,490	2,600	1,365	3,070	
70	4,280	7,240	71	3,620	2,700	1,400	3,140	
71	4,440	7,510	71	3,755	2,800	1,435	3,200	
72	4,600	7,790	71	3,895	2,900	1,465	3,270	
73	4,760	8,090	71	4,045	2,990	1,485	3,330	
74	4,890	8,400	71	4,200	3,070	1,505	3,400	
75	4,990	8,730	71	4,365	3,140	1,520	3,460	
76	5,060	9,080	71	4,540	3,190	1,535	3,510	
77	5,090	9,450	71	4,725	3,210	1,540	3,570	
78	5,090	9,840	71	4,920	3,210	1,540	3,610	
79	5,090	10,220	71	5,110	3,210	1,535	3,650	
80	5,090	10,610	71	5,305	3,210	1,535	3,690	

※ …特約を含めた合計保険料が1,000円以上、または半年払・年払の場合にお取り扱いできます。 (2024年7月現在) 単位:円
●保険料表に記載のない保険料については設計書等にてご確認ください。

主契約（どちらかをご選択ください。）			特約					
終身がん保険（C2） （がん治療給付型）（Ⅰ型）			+	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
基準給付月額		給付金額						
10万円		100万円						
契約年齢（歳）	20	690	1,200	75	600	400	190	480
	21	710	1,240	75	620	420	200	510
	22	740	1,280	75	640	430	205	530
	23	760	1,330	75	665	450	220	560
	24	790	1,380	76	690	470	230	580
	25	820	1,430	76	715	480	240	610
	26	850	1,490	76	745	500	250	640
	27	880	1,550	76	775	520	265	670
	28	920	1,610	76	805	550	280	710
	29	950	1,660	77	830	570	295	740
	30	990	1,730	77	865	590	310	780
	31	1,020	1,800	77	900	620	325	820
	32	1,060	1,880	78	940	640	340	860
	33	1,100	1,950	78	975	670	355	900
	34	1,150	2,040	78	1,020	700	375	950
	35	1,200	2,120	79	1,060	730	390	990
	36	1,250	2,210	79	1,105	760	410	1,040
	37	1,300	2,300	79	1,150	800	430	1,090
	38	1,360	2,390	79	1,195	830	450	1,140
	39	1,410	2,500	80	1,250	870	475	1,200
	40	1,480	2,610	80	1,305	910	495	1,260
	41	1,540	2,730	81	1,365	950	520	1,320
	42	1,610	2,860	81	1,430	990	545	1,390
	43	1,680	2,980	82	1,490	1,040	575	1,460
	44	1,760	3,130	82	1,565	1,090	605	1,530
	45	1,840	3,280	83	1,640	1,140	635	1,610
	46	1,930	3,450	83	1,725	1,200	670	1,680
	47	2,030	3,610	84	1,805	1,260	705	1,760
	48	2,130	3,800	84	1,900	1,330	745	1,850
	49	2,230	3,990	85	1,995	1,390	780	1,940
	50	2,330	4,190	85	2,095	1,460	820	2,030
	51	2,450	4,400	86	2,200	1,540	860	2,130
	52	2,570	4,620	87	2,310	1,620	910	2,230
	53	2,700	4,850	87	2,425	1,690	955	2,330
	54	2,830	5,080	88	2,540	1,770	1,005	2,430
	55	2,960	5,330	88	2,665	1,860	1,055	2,540
	56	3,100	5,580	89	2,790	1,950	1,105	2,650
	57	3,250	5,830	89	2,915	2,040	1,150	2,760
	58	3,400	6,100	90	3,050	2,140	1,200	2,880
	59	3,560	6,370	90	3,185	2,250	1,255	2,990
60	3,720	6,650	91	3,325	2,340	1,305	3,110	
61	3,890	6,930	91	3,465	2,450	1,360	3,230	
62	4,070	7,240	91	3,620	2,570	1,415	3,350	
63	4,270	7,550	92	3,775	2,690	1,465	3,470	
64	4,450	7,850	92	3,925	2,810	1,515	3,580	
65	4,640	8,140	92	4,070	2,930	1,570	3,670	
66	4,830	8,420	93	4,210	3,040	1,625	3,770	
67	5,020	8,710	93	4,355	3,170	1,675	3,860	
68	5,210	8,980	92	4,490	3,290	1,730	3,950	
69	5,410	9,270	92	4,635	3,410	1,780	4,030	
70	5,590	9,560	92	4,780	3,530	1,820	4,110	
71	5,780	9,880	92	4,940	3,640	1,855	4,180	
72	5,960	10,210	92	5,105	3,750	1,890	4,260	
73	6,150	10,570	92	5,285	3,870	1,915	4,320	
74	6,280	10,930	92	5,465	3,960	1,935	4,390	
75	6,390	11,300	92	5,650	4,030	1,950	4,450	
76	6,450	11,680	91	5,840	4,070	1,955	4,500	
77	6,460	12,070	91	6,035	4,070	1,950	4,540	
78	6,420	12,460	90	6,230	4,040	1,940	4,570	
79	6,370	12,830	89	6,415	4,010	1,925	4,590	
80	6,310	13,190	89	6,595	3,970	1,905	4,600	

* 1 終身がん保険(C3) (がん診断給付型)には付加できません。 (2024年7月現在) 単位:円
* 2 終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (Ⅰ型)には付加できません。
* 3 終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (Ⅰ型)に付加する場合、がん診断給付特約との同時付加が必要です。

主契約（どちらかをご選択ください。）			特約					
終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(Ⅰ型)			+	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
基準給付月額		給付金額						
10万円		100万円						
契約年齢(歳)	20	610	1,060	71	530	360	170	540
	21	630	1,100	71	550	370	180	570
	22	650	1,140	71	570	380	185	590
	23	670	1,170	71	585	400	195	620
	24	700	1,220	71	610	410	205	650
	25	720	1,260	71	630	420	215	680
	26	740	1,300	71	650	440	225	720
	27	770	1,350	71	675	460	235	750
	28	800	1,400	71	700	480	250	790
	29	830	1,450	71	725	490	260	830
	30	860	1,510	71	755	510	275	870
	31	890	1,560	71	780	530	285	910
	32	920	1,620	71	810	550	300	950
	33	960	1,680	71	840	580	315	990
	34	990	1,740	71	870	600	330	1,040
	35	1,020	1,810	71	905	630	345	1,090
	36	1,060	1,880	71	940	650	360	1,140
	37	1,110	1,960	71	980	680	375	1,190
	38	1,150	2,040	71	1,020	710	395	1,250
	39	1,200	2,120	71	1,060	740	415	1,310
	40	1,250	2,210	71	1,105	770	435	1,380
	41	1,300	2,300	71	1,150	810	455	1,450
	42	1,360	2,400	71	1,200	840	480	1,520
	43	1,420	2,510	71	1,255	880	495	1,590
	44	1,480	2,620	71	1,310	920	520	1,650
	45	1,540	2,740	71	1,370	960	545	1,730
	46	1,610	2,870	71	1,435	1,000	575	1,800
	47	1,670	2,990	71	1,495	1,040	600	1,890
	48	1,750	3,140	71	1,570	1,090	630	1,970
	49	1,830	3,290	71	1,645	1,140	665	2,060
	50	1,910	3,440	71	1,720	1,200	695	2,160
	51	2,010	3,610	71	1,805	1,260	730	2,260
	52	2,100	3,770	71	1,885	1,320	770	2,350
	53	2,200	3,950	71	1,975	1,380	810	2,450
	54	2,300	4,140	71	2,070	1,450	845	2,550
	55	2,400	4,320	71	2,160	1,520	885	2,660
	56	2,520	4,520	71	2,260	1,590	925	2,770
	57	2,630	4,720	71	2,360	1,660	965	2,880
	58	2,760	4,930	71	2,465	1,730	1,005	2,980
	59	2,880	5,140	71	2,570	1,820	1,050	3,100
60	3,010	5,370	71	2,685	1,900	1,090	3,230	
61	3,150	5,590	71	2,795	1,990	1,135	3,350	
62	3,300	5,830	71	2,915	2,090	1,170	3,470	
63	3,450	6,070	71	3,035	2,190	1,215	3,580	
64	3,610	6,310	71	3,155	2,290	1,260	3,690	
65	3,770	6,560	71	3,280	2,380	1,305	3,800	
66	3,940	6,820	71	3,410	2,490	1,355	3,910	
67	4,120	7,060	71	3,530	2,600	1,405	4,010	
68	4,290	7,320	71	3,660	2,720	1,455	4,110	
69	4,470	7,580	71	3,790	2,830	1,500	4,210	
70	4,650	7,860	71	3,930	2,940	1,540	4,300	
71	4,830	8,160	71	4,080	3,040	1,580	4,390	
72	5,000	8,470	71	4,235	3,150	1,610	4,480	
73	5,170	8,800	71	4,400	3,260	1,640	4,570	
74	5,310	9,140	71	4,570	3,350	1,660	4,650	
75	5,430	9,500	71	4,750	3,420	1,680	4,740	
76	5,510	9,880	71	4,940	3,470	1,695	4,820	
77	5,550	10,280	71	5,140	3,500	1,700	4,890	
78	5,550	10,710	71	5,355	3,500	1,700	4,950	
79	5,550	11,130	71	5,565	3,500	1,695	5,010	
80	5,540	11,550	71	5,775	3,490	1,695	5,070	

※ ※…特約を含めた合計保険料が1,000円以上、または半年払・年払の場合にお取り扱いできます。（2024年7月現在）単位：円
●保険料表に記載のない保険料については設計書等にてご確認ください。

主契約（どちらかをご選択ください。）			特約					
終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(Ⅰ型)			+	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
基準給付月額		給付金額						
10万円		100万円						
契約年齢(歳)	20	710	1,250	75	625	420	200	640
	21	740	1,290	75	645	430	210	670
	22	770	1,340	75	670	450	220	700
	23	790	1,390	75	695	470	235	740
	24	820	1,440	76	720	490	245	770
	25	850	1,500	76	750	510	260	810
	26	890	1,550	76	775	530	270	850
	27	920	1,620	76	810	550	285	900
	28	960	1,670	76	835	570	300	940
	29	990	1,740	77	870	600	315	990
	30	1,020	1,810	77	905	620	330	1,030
	31	1,070	1,890	77	945	650	345	1,080
	32	1,110	1,970	78	985	680	365	1,140
	33	1,160	2,050	78	1,025	710	380	1,200
	34	1,210	2,140	78	1,070	740	400	1,260
	35	1,260	2,230	79	1,115	770	420	1,320
	36	1,310	2,320	79	1,160	810	440	1,390
	37	1,370	2,420	79	1,210	840	465	1,460
	38	1,430	2,520	79	1,260	880	485	1,530
	39	1,490	2,640	80	1,320	920	505	1,610
	40	1,560	2,760	80	1,380	960	530	1,680
	41	1,630	2,880	81	1,440	1,000	560	1,770
	42	1,690	3,010	81	1,505	1,050	590	1,860
	43	1,770	3,160	82	1,580	1,100	620	1,950
	44	1,860	3,320	82	1,660	1,150	650	2,050
	45	1,950	3,480	83	1,740	1,210	685	2,150
	46	2,050	3,650	83	1,825	1,270	725	2,260
	47	2,150	3,840	84	1,920	1,340	765	2,370
	48	2,260	4,050	84	2,025	1,410	805	2,490
	49	2,360	4,260	85	2,130	1,480	845	2,610
	50	2,480	4,460	85	2,230	1,560	890	2,740
	51	2,610	4,700	86	2,350	1,640	935	2,880
	52	2,740	4,930	87	2,465	1,720	990	3,010
	53	2,880	5,190	87	2,595	1,810	1,040	3,150
	54	3,020	5,450	88	2,725	1,900	1,095	3,300
	55	3,170	5,710	88	2,855	2,000	1,150	3,450
	56	3,330	5,990	89	2,995	2,100	1,200	3,600
	57	3,490	6,270	89	3,135	2,200	1,260	3,750
	58	3,650	6,580	90	3,290	2,300	1,320	3,910
	59	3,830	6,890	90	3,445	2,420	1,380	4,080
60	4,020	7,200	91	3,600	2,540	1,440	4,260	
61	4,220	7,530	91	3,765	2,660	1,495	4,420	
62	4,420	7,870	91	3,935	2,800	1,555	4,590	
63	4,640	8,220	92	4,110	2,930	1,620	4,770	
64	4,860	8,570	92	4,285	3,060	1,680	4,930	
65	5,070	8,910	92	4,455	3,200	1,745	5,080	
66	5,290	9,250	93	4,625	3,350	1,805	5,220	
67	5,520	9,570	93	4,785	3,490	1,865	5,360	
68	5,740	9,900	92	4,950	3,620	1,930	5,490	
69	5,970	10,240	92	5,120	3,760	1,990	5,610	
70	6,190	10,600	92	5,300	3,910	2,045	5,730	
71	6,410	10,970	92	5,485	4,050	2,095	5,850	
72	6,630	11,380	92	5,690	4,190	2,135	5,960	
73	6,850	11,800	92	5,900	4,310	2,165	6,080	
74	7,010	12,220	92	6,110	4,420	2,190	6,180	
75	7,140	12,650	92	6,325	4,500	2,210	6,260	
76	7,210	13,070	91	6,535	4,540	2,215	6,330	
77	7,220	13,500	91	6,750	4,550	2,210	6,400	
78	7,180	13,950	90	6,975	4,520	2,195	6,440	
79	7,120	14,370	89	7,185	4,480	2,180	6,470	
80	7,060	14,770	89	7,385	4,440	2,160	6,480	

※ 1 終身がん保険(C3) (がん診断給付型)には付加できません。（2024年7月現在）単位：円
※ 2 終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (Ⅰ型)には付加できません。
※ 3 終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (Ⅰ型)に付加する場合、がん診断給付特約との同時付加が必要です。

主契約（どちらかをご選択ください。）			特約					
終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(Ⅰ型)		終身がん保険(C3) (がん診断給付型)	+	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
基準給付月額		がん診断給付金額		給付金額				
10万円		100万円		－	50万円	10万円	5,000円	10,000円
契約年齢(歳)	20	860		71	585	590	205	370
	21	890		71	600	620	215	390
	22	930		71	620	640	220	400
	23	960		71	640	670	230	420
	24	990		71	655	700	240	430
	25	1,030		71	675	730	250	450
	26	1,060		71	695	760	260	470
	27	1,110		71	720	790	270	490
	28	1,150		71	740	820	280	510
	29	1,190		71	760	860	290	530
	30	1,240		71	785	900	305	550
	31	1,280		71	805	930	315	570
	32	1,330		71	820	970	325	590
	33	1,380		71	840	1,000	335	610
	34	1,430		71	865	1,040	350	640
	35	1,480		71	885	1,080	360	660
	36	1,530		71	905	1,120	375	680
	37	1,580		71	930	1,160	385	710
	38	1,630		71	950	1,200	395	740
	39	1,660		71	970	1,230	410	760
	40	1,710		71	990	1,270	420	790
	41	1,750		71	1,010	1,300	430	820
	42	1,780		71	1,035	1,340	445	850
	43	1,810		71	1,050	1,370	455	880
	44	1,840		71	1,070	1,390	465	910
	45	1,860		71	1,090	1,420	475	930
	46	1,880		71	1,105	1,430	485	960
	47	1,890		71	1,125	1,450	495	990
	48	1,890		71	1,140	1,460	500	1,010
	49	1,900		71	1,150	1,470	510	1,040
	50	1,900		71	1,170	1,480	525	1,070
	51	1,900		71	1,185	1,490	535	1,100
	52	1,910		71	1,205	1,500	550	1,130
	53	1,910		71	1,230	1,510	565	1,160
	54	1,910		71	1,250	1,530	580	1,190
	55	1,920		71	1,280	1,540	590	1,220
	56	1,930		71	1,305	1,560	605	1,260
	57	1,950		71	1,340	1,580	615	1,290
	58	1,960		71	1,370	1,610	625	1,330
	59	1,980		71	1,405	1,630	635	1,360
60	2,000		71	1,440	1,640	645	1,400	
61	2,020		71	1,475	1,670	650	1,440	
62	2,040		71	1,500	1,690	660	1,480	
63	2,070		71	1,535	1,710	665	1,520	
64	2,090		71	1,565	1,730	670	1,560	
65	2,110		71	1,595	1,760	670	1,600	
66	2,130		71	1,620	1,780	670	1,640	
67	2,150		71	1,650	1,800	670	1,670	
68	2,170		71	1,675	1,820	665	1,710	
69	2,180		71	1,695	1,840	660	1,750	
70	2,200		71	1,715	1,850	655	1,800	
71	2,220		71	1,735	1,870	645	1,840	
72	2,230		71	1,750	1,890	640	1,880	
73	2,250		71	1,760	1,900	630	1,930	
74	2,270		71	1,780	1,920	625	1,980	
75	2,290		71	1,795	1,930	620	2,020	
76	2,300		71	1,810	1,940	615	2,070	
77	2,310		71	1,835	1,960	615	2,120	
78	2,320		71	1,860	1,970	615	2,180	
79	2,340		71	1,885	1,980	615	2,230	
80	2,350		71	1,910	1,990	610	2,290	

※ …特約を含めた合計保険料が1,000円以上、または半年払・年払の場合にお取り扱いできます。(2024年7月現在) 単位:円

●保険料表に記載のない保険料については設計書等にてご確認ください。

主契約（どちらかをご選択ください。）			特約					
終身がん保険（C2） （がん治療給付型）（Ⅰ型）		終身がん保険（C3） （がん診断給付型）	+	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
基準給付月額		がん診断給付金額		給付金額				
10万円		100万円		—	50万円	10万円	5,000円	10,000円
契約年齢（歳）	20	1,080	1,460	75	730	760	265	510
	21	1,120	1,510	75	755	800	275	530
	22	1,160	1,550	75	775	830	285	550
	23	1,200	1,600	75	800	860	300	570
	24	1,250	1,640	76	820	900	310	600
	25	1,300	1,700	76	850	940	320	620
	26	1,350	1,750	76	875	980	335	650
	27	1,400	1,800	76	900	1,010	350	670
	28	1,450	1,860	76	930	1,050	360	700
	29	1,510	1,920	77	960	1,090	375	720
	30	1,560	1,970	77	985	1,140	390	750
	31	1,620	2,030	77	1,015	1,180	405	780
	32	1,660	2,080	78	1,040	1,230	420	800
	33	1,720	2,130	78	1,065	1,270	430	830
	34	1,780	2,180	78	1,090	1,320	445	860
	35	1,830	2,230	79	1,115	1,360	460	890
	36	1,890	2,290	79	1,145	1,410	475	920
	37	1,950	2,330	79	1,165	1,450	485	950
	38	2,000	2,380	79	1,190	1,500	495	980
	39	2,060	2,420	80	1,210	1,540	510	1,000
	40	2,110	2,470	80	1,235	1,580	520	1,030
	41	2,150	2,520	81	1,260	1,620	535	1,060
	42	2,190	2,570	81	1,285	1,650	550	1,100
	43	2,230	2,610	82	1,305	1,680	560	1,130
	44	2,260	2,660	82	1,330	1,710	570	1,160
	45	2,280	2,690	83	1,345	1,730	585	1,190
	46	2,290	2,730	83	1,365	1,750	595	1,220
	47	2,300	2,760	84	1,380	1,760	605	1,250
	48	2,300	2,790	84	1,395	1,770	610	1,280
	49	2,290	2,820	85	1,410	1,780	620	1,310
	50	2,290	2,850	85	1,425	1,780	635	1,340
	51	2,290	2,880	86	1,440	1,790	645	1,370
	52	2,290	2,920	87	1,460	1,800	660	1,400
	53	2,290	2,960	87	1,480	1,810	675	1,430
	54	2,290	3,000	88	1,500	1,820	690	1,470
	55	2,300	3,060	88	1,530	1,840	705	1,500
	56	2,300	3,120	89	1,560	1,860	715	1,540
	57	2,310	3,190	89	1,595	1,880	730	1,580
	58	2,330	3,260	90	1,630	1,910	740	1,610
	59	2,350	3,340	90	1,670	1,930	750	1,650
60	2,370	3,410	91	1,705	1,960	760	1,690	
61	2,390	3,480	91	1,740	1,980	770	1,730	
62	2,420	3,560	91	1,780	2,010	775	1,780	
63	2,440	3,620	92	1,810	2,030	780	1,820	
64	2,470	3,690	92	1,845	2,060	785	1,860	
65	2,490	3,750	92	1,875	2,080	785	1,910	
66	2,500	3,800	93	1,900	2,100	785	1,950	
67	2,520	3,850	93	1,925	2,110	780	1,990	
68	2,520	3,890	92	1,945	2,130	770	2,020	
69	2,530	3,920	92	1,960	2,140	765	2,060	
70	2,530	3,940	92	1,970	2,140	750	2,100	
71	2,540	3,960	92	1,980	2,150	740	2,130	
72	2,540	3,960	92	1,980	2,150	725	2,160	
73	2,540	3,960	92	1,980	2,150	715	2,190	
74	2,530	3,970	92	1,985	2,150	700	2,230	
75	2,530	3,980	92	1,990	2,150	690	2,260	
76	2,530	3,990	91	1,995	2,150	680	2,300	
77	2,530	4,020	91	2,010	2,150	670	2,330	
78	2,530	4,050	90	2,025	2,140	665	2,370	
79	2,530	4,070	89	2,035	2,140	660	2,410	
80	2,520	4,090	89	2,045	2,140	655	2,450	

※ 1 終身がん保険(C3) (がん診断給付型)には付加できません。(2024年7月現在) 単位:円

※ 2 終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (Ⅰ型)には付加できません。

※ 3 終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (Ⅰ型)に付加する場合、がん診断給付特約との同時付加が必要です。

主契約（どちらかをご選択ください。）			特約				
終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(Ⅰ型)		終身がん保険(C3) (がん診断給付型)	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
基準給付月額		がん診断給付金額	給付金額				
10万円		100万円	－	50万円	10万円	5,000円	10,000円
契約年齢(歳)	20	1,040	71	700	740	235	570
	21	1,080	71	720	770	245	590
	22	1,120	71	745	800	255	620
	23	1,170	71	770	830	265	640
	24	1,210	71	795	870	275	670
	25	1,260	71	820	910	290	700
	26	1,310	71	840	950	300	730
	27	1,360	71	865	990	310	760
	28	1,420	71	895	1,020	325	790
	29	1,480	71	920	1,070	340	820
	30	1,540	71	950	1,120	350	860
	31	1,600	71	980	1,160	365	890
	32	1,650	71	1,005	1,210	380	930
	33	1,710	71	1,035	1,260	390	970
	34	1,770	71	1,060	1,310	405	990
	35	1,840	71	1,090	1,360	420	1,030
	36	1,900	71	1,115	1,410	435	1,070
	37	1,970	71	1,145	1,470	445	1,110
	38	2,030	71	1,170	1,520	460	1,150
	39	2,090	71	1,195	1,570	475	1,200
	40	2,150	71	1,220	1,620	490	1,250
	41	2,200	71	1,250	1,650	500	1,290
	42	2,250	71	1,275	1,690	510	1,340
	43	2,290	71	1,300	1,730	525	1,390
	44	2,310	71	1,325	1,770	535	1,430
	45	2,340	71	1,350	1,790	550	1,480
	46	2,360	71	1,370	1,820	560	1,530
	47	2,370	71	1,395	1,840	575	1,570
	48	2,380	71	1,415	1,850	585	1,620
	49	2,390	71	1,435	1,870	600	1,660
	50	2,390	71	1,455	1,880	610	1,700
	51	2,390	71	1,480	1,890	625	1,750
	52	2,400	71	1,505	1,910	645	1,800
	53	2,400	71	1,530	1,920	660	1,850
	54	2,410	71	1,560	1,940	680	1,910
	55	2,420	71	1,595	1,960	695	1,960
	56	2,430	71	1,630	1,980	710	2,020
	57	2,450	71	1,675	2,010	720	2,070
	58	2,470	71	1,720	2,040	735	2,130
	59	2,490	71	1,760	2,070	745	2,190
	60	2,520	71	1,805	2,100	755	2,260
	61	2,550	71	1,845	2,130	765	2,310
	62	2,580	71	1,885	2,160	775	2,380
	63	2,610	71	1,930	2,190	780	2,440
	64	2,640	71	1,970	2,220	785	2,510
	65	2,670	71	2,010	2,250	785	2,570
	66	2,690	71	2,045	2,280	785	2,640
	67	2,720	71	2,080	2,300	785	2,710
	68	2,740	71	2,110	2,320	780	2,780
	69	2,760	71	2,135	2,340	775	2,850
	70	2,780	71	2,165	2,370	765	2,920
	71	2,800	71	2,185	2,390	760	2,980
	72	2,830	71	2,205	2,410	750	3,050
	73	2,850	71	2,225	2,430	740	3,120
	74	2,870	71	2,245	2,450	735	3,200
	75	2,890	71	2,265	2,470	725	3,280
	76	2,910	71	2,295	2,490	720	3,360
	77	2,930	71	2,325	2,500	720	3,440
	78	2,960	71	2,360	2,520	720	3,530
	79	2,960	71	2,390	2,540	720	3,610
	80	2,980	71	2,420	2,550	720	3,710

●保険料表に記載のない保険料については設計書等にてご確認ください。

(2024年7月現在) 単位:円

主契約（どちらかをご選択ください。）			特約					
終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(Ⅰ型)		終身がん保険(C3) (がん診断給付型)	+	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
基準給付月額		がん診断給付金額		給付金額				
10万円		100万円		—	50万円	10万円	5,000円	10,000円
契約年齢(歳)	20	1,360		75	905	990	320	830
	21	1,420		75	935	1,020	330	860
	22	1,470		75	970	1,060	345	900
	23	1,530		75	1,000	1,110	355	930
	24	1,590		76	1,035	1,160	370	970
	25	1,640		76	1,070	1,210	385	1,000
	26	1,710		76	1,105	1,260	400	1,040
	27	1,780		76	1,140	1,310	420	1,090
	28	1,850		76	1,175	1,370	435	1,130
	29	1,920		77	1,210	1,430	450	1,180
	30	2,000		77	1,250	1,490	470	1,220
	31	2,070		77	1,285	1,540	485	1,270
	32	2,150		78	1,320	1,600	495	1,310
	33	2,220		78	1,355	1,650	515	1,360
	34	2,300		78	1,390	1,710	530	1,410
	35	2,360		79	1,425	1,770	545	1,450
	36	2,440		79	1,455	1,830	565	1,500
	37	2,510		79	1,485	1,890	580	1,550
	38	2,590		79	1,520	1,950	595	1,600
	39	2,660		80	1,550	2,010	615	1,640
	40	2,720		80	1,580	2,070	630	1,700
	41	2,780		81	1,615	2,120	645	1,750
	42	2,840		81	1,645	2,170	660	1,810
	43	2,880		82	1,675	2,210	675	1,860
	44	2,920		82	1,705	2,250	690	1,920
	45	2,950		83	1,730	2,280	700	1,970
	46	2,960		83	1,750	2,300	715	2,020
	47	2,970		84	1,770	2,310	725	2,070
	48	2,960		84	1,790	2,320	735	2,110
	49	2,960		85	1,805	2,330	745	2,160
	50	2,960		85	1,820	2,330	760	2,210
	51	2,960		86	1,845	2,340	775	2,260
	52	2,960		87	1,870	2,350	795	2,300
	53	2,960		87	1,900	2,370	810	2,350
	54	2,960		88	1,930	2,380	825	2,410
	55	2,960		88	1,965	2,400	840	2,470
	56	2,970		89	2,005	2,430	855	2,530
	57	2,990		89	2,050	2,460	870	2,590
	58	3,010		90	2,100	2,490	885	2,660
	59	3,040		90	2,145	2,530	895	2,730
	60	3,070		91	2,195	2,560	910	2,800
	61	3,100		91	2,245	2,590	920	2,880
	62	3,130		91	2,295	2,630	930	2,950
	63	3,170		92	2,345	2,670	935	3,020
	64	3,200		92	2,395	2,700	940	3,100
	65	3,230		92	2,435	2,730	940	3,170
	66	3,260		93	2,470	2,750	940	3,240
	67	3,280		93	2,500	2,780	935	3,310
	68	3,290		92	2,530	2,800	925	3,380
	69	3,300		92	2,555	2,820	915	3,440
	70	3,310		92	2,570	2,830	905	3,510
	71	3,320		92	2,585	2,840	890	3,570
	72	3,320		92	2,590	2,840	875	3,620
	73	3,320		92	2,590	2,850	860	3,670
	74	3,320		92	2,595	2,840	845	3,730
	75	3,320		92	2,600	2,840	830	3,790
	76	3,320		91	2,610	2,840	820	3,850
	77	3,310		91	2,625	2,840	815	3,910
	78	3,310		90	2,640	2,830	805	3,970
	79	3,310		89	2,655	2,820	800	4,040
	80	3,290		89	2,665	2,820	795	4,100

* 1 終身がん保険(C3) (がん診断給付型)には付加できません。

* 2 終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (Ⅰ型)には付加できません。

* 3 終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (Ⅰ型)に付加する場合、がん診断給付特約との同時付加が必要です。

(2024年7月現在) 単位:円

がん保険料免除特約なし

主契約 (どちらかをご選択ください。)		+	特約					
契約年齢(歳)	終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(I型)		終身がん保険(C3) (がん診断給付型)	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
	基準給付月額		がん診断給付金額	給付金額				
	10万円	100万円	—	50万円	10万円	5,000円	10,000円	
6	420	720	71	360	250	95	290	
7	430	740	71	370	250	100	300	
8	440	760	71	380	260	105	310	
9	450	780	71	390	260	105	320	
10	460	800	71	400	270	110	330	
11	470	820	71	410	280	115	330	
12	※490	※840	71	420	280	120	340	
13	500	860	71	430	290	125	350	
14	510	880	71	440	300	130	370	
15	520	910	71	455	310	135	380	
16	540	940	71	470	320	145	400	
17	550	960	71	480	330	150	410	
18	570	990	71	495	330	155	430	
19	590	1,010	71	505	340	160	450	

(2024年7月現在) 単位:円

がん保険料免除特約なし

主契約 (どちらかをご選択ください。)		特約						
契約年齢(歳)		終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(I型)	終身がん保険(C3) (がん診断給付型)	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
		基準給付月額	がん診断給付金額	給付金額				
		10万円	100万円	—	50万円	10万円	5,000円	10,000円
6		580	840	71	420	370	135	260
7		600	860	71	430	380	140	270
8		610	880	71	440	400	145	270
9		630	900	71	450	410	150	280
10		650	※920	71	460	420	155	290
11		670	950	71	475	440	160	300
12	※	690	980	71	490	450	165	310
13		710	990	71	495	470	165	320
14		730	1,020	71	510	490	170	330
15		760	1,050	71	525	510	175	330
16		780	1,080	71	540	530	180	340
17		810	1,110	71	555	550	190	360
18		840	1,140	71	570	570	195	370
19		870	1,180	71	590	590	205	390

(2024年7月現在) 単位:円

がん保険料免除特約

あり

主契約 (どちらかをご選択ください。)			+	特約				
契約年齢(歳)	終身がん保険(C2) (がん治療給付型) (I型)	終身がん保険(C3) (がん診断給付型)		新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
	基準給付月額	がん診断給付金額		給付金額				
	10万円	100万円		—	50万円	10万円	5,000円	10,000円
6	490	830	74	415	280	115	330	
7	500	850	74	425	290	120	340	
8	510	870	74	435	300	125	350	
9	520	890	74	445	300	130	360	
10	530	※ 920	74	460	310	135	370	
11	540	940	74	470	320	140	390	
12	※ 560	970	74	485	330	145	400	
13	570	990	74	495	330	150	410	
14	590	1,010	74	505	340	155	430	
15	600	1,040	74	520	350	160	450	
16	620	1,070	74	535	360	165	470	
17	640	1,110	74	555	370	170	490	
18	660	1,140	74	570	380	180	510	
19	680	1,180	75	590	400	185	530	

※ ・・・特約を含めた合計保険料が1,000円以上、または半年払・年払の場合にお取り扱いできます。

(2024年7月現在) 単位:円

がん保険料免除特約あり

主契約（どちらかをご選択ください。）		+	特約					
契約年齢(歳)	終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(I型)		終身がん保険(C3) (がん診断給付型)	新がん 先進 医療特約	がん 診断給付 特約*1	抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付 特約*2	がん 外来 治療給付 特約*3	がん 入院特約
	基準給付月額		がん診断給付金額	給付金額				
	10万円		100万円	—	50万円	10万円	5,000円	10,000円
6	770	1,070	74	535	510	180	370	
7	780	1,090	74	545	520	185	380	
8	800	1,110	74	555	540	190	380	
9	820	1,130	74	565	550	195	390	
10	840	1,160	74	580	570	200	400	
11	※860	1,180	74	590	580	205	410	
12	880	1,210	74	605	600	210	420	
13	900	1,240	74	620	620	215	440	
14	930	1,270	74	635	640	220	450	
15	950	1,310	74	655	660	230	460	
16	990	1,340	74	670	680	235	480	
17	1,010	1,380	74	690	710	245	500	
18	1,050	1,430	74	715	740	255	520	
19	1,080	1,470	75	735	770	265	540	

* 1 終身がん保険(C3) (がん診断給付型)には付加できません。

(2024年7月現在) 単位:円

※ …特約を含めた合計保険料が1,000円以上、または半年払・年払の場合にお取り扱いできます。(2024年7月現在) 単位:円

●保険料表に記載のない保険料については設計書等にてご確認ください。

*1 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)には付加できません。(2024年7月現在) 単位:円

*2 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)には付加できません。

*3 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)に付加する場合、がん診断給付特約との同時付加が必要です。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と連絡先等

- 名 称 S O M P O ひまわり生命保険株式会社
- 連 絡 先 S O M P O ひまわり生命カスタマーセンター 0120-563-506
受付時間 月曜日～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～17：00
(日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
- 公式ウェブサイト <https://www.himawari-life.co.jp/>

2-1. 商品の特徴と仕組み 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)I型

保険商品の名称

健康をサポートするがん保険 勇気のお守り(終身がん保険(C2)(がん治療給付型)I型)

商品の特徴

- ・所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。
- ・所定の自由診療によるがん治療および所定のがんゲノムプロファイリング検査を保障しています。
- ・ご契約から保障開始までの3ヵ月間は保険料が発生しません。(特約中途付加を除く)
- ・たばこを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申し込みいただけます。

仕組み

<ご契約例> ・ご契約年齢：40歳(男性) ・保険料払込期間：終身払
・保険期間：終身 ・がん治療給付金基準給付月額：10万円

保険期間の始期

がんの保障開始
(3ヵ月経過後から)

がん治療給付金	がんの治療を目的として ①手術②放射線治療③抗がん剤 治療・ホルモン剤治療(がん ゲノムプロファイリング検査を含む) ④緩和療養⑤入院をしたとき	1ヵ月 につき	10万円
自由診療抗がん剤・ ホルモン剤治療給付金	所定の抗がん剤治療・ホルモン剤 治療を受けたとき	1ヵ月 につき	20万円
自由診療 乳房再建給付金	所定の乳房再建術を受けたとき	一乳房に つき1回	10万円

一生
涯
保
障

40歳

(保険期間・保険料払込期間：終身)

- ・保険料払込期間が終身払以外の場合には、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間に死亡したときに基準給付月額と同額の死亡給付金を支払います。



ご注意
ください

- ・お客さまのご契約の基準給付月額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- ・第1回保険料の払込期間は支払方法によって異なります。くわしくは注意喚起情報「5. 保険料のお払い込みについて」をご確認ください。
- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- ・一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。
ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

2-2. 保障内容 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)I型

商品に関する事項

保障内容

給付金名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
がん治療給付金*1	医師により診断確定されたがんの治療を直接の目的として次の①から⑤のいずれかに該当したとき、該当した月ごとに①手術②放射線治療③抗がん剤治療・ホルモン剤治療(がんゲノムプロファイリング検査を含む)④緩和療養⑤入院	基準給付月額	通算120ヵ月限度*2
自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金*3	医師により診断確定されたがんで所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき、該当した月ごとに	基準給付月額×2	通算12ヵ月限度
自由診療乳房再建給付金*3	医師により診断確定されたがんで所定の乳房再建術を受けたとき	基準給付月額と同額	一乳房につき1回
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	基準給付月額と同額	—

- *1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。
- *2 通算給付限度に達した月の翌月以後に、お支払事由のうち所定の手術、放射線治療または入院のいずれかに該当したときは、通算給付限度を超えてがん治療給付金をお支払いします。
- *3 がん治療給付金の支払対象とならないものが対象です。

保険料払込免除の対象となる事由

- ・所定の高度障害状態に該当したとき
- ・ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

保険料率について

- ・この保険は、被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料が適用されます。
- ・過去1年以内の喫煙等の健康状態がS O M P O ひまわり生命所定の範囲内であった場合は、「喫煙者保険料率」よりも割安の「非喫煙者保険料率」でお申し込みいただくことが可能です。
- ・20歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。
- ・喫煙者保険料率でお申し込みいただいた場合は、所定の条件を満たすことにより保険料率を変更することができます。(禁煙☆チャレンジ!制度。保険料率変更の告知日が、契約日から起算して1年以上かつ5年以内にある場合にお取り扱いが可能です。)



ご注意
ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3ヵ月経過後(責任開始日)」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

2-3. 付加できる特約 終身がん保険(C2)(がん治療給付型) I 型

がん診断給付特約〈がん診断給付金〉

次の場合、がん診断給付金をお支払いします。

- 1 回目：被保険者の生存中に、初めてがんと医師により診断確定されたとき
- 2 回目以降：被保険者の生存中に、直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から1年経過後に、新たにがんと医師により診断確定されたとき（再発・転移を含む）またはがん治療が継続しているとき*1

*1 がん治療が継続しているときとは、以下のいずれかに該当した場合をいいます。

	がん診断給付金の2回目以降のお支払事由に該当とみなすケース
1	がん治療のために入院を開始したとき
2	がん治療のための入院を継続しているとき
3	がん治療のための外来治療を受けたとき(がんの消滅・破壊等を直接の目的とした、①手術療法、②放射線療法、③化学療法または④疼痛緩和療法のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限ります。)
4	がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき

がん入院特約〈がん入院給付金〉

がんによる入院をしたとき、がん入院給付金をお支払いします。

(1回の入院の支払限度日数および通算支払限度は無制限です。)

がん外来治療給付特約〈がん外来治療給付金〉

がんによる外来治療期間*2中に医師の治療処置を伴う外来治療（往診を含む）を受けられたとき、がん外来治療給付金をお支払いします。

*2 初めてがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算した1年間を「外来治療期間」といいます。2回目以降にがん診断給付金のお支払事由*3に該当した場合には、その該当した日から起算した1年間が新たな「外来治療期間」となります。(1年に120日限度)

*3 在宅医療による緩和療養を受けたことにより、がん診断給付金のお支払事由に該当したものとみなす場合を除きます。

新がん先進医療特約〈がん先進医療給付金、がん先進医療支援給付金〉

がんにより先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額のがん先進医療給付金をお支払いします。*4*5

(支払額を通算して2,000万円限度です。通算支払額が2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。)

また、がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき、がん先進医療支援給付金をお支払いします。*6

(1回の療養につき15万円です。)

*4 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

*5 被保険者が、すでにSOMPOひまわり生命で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、新がん先進医療特約、がん先進医療特約等）にご加入されている場合には、この特約を付加できません。

*6 がん先進医療支援給付金の支払は、同一の先進医療による療養について1回限りとします。

がん保険料免除特約

責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めてがんに罹患したと医師によって診断確定されたとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとSOMPOひまわり生命が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特約についても、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3ヵ月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

3-1. 商品の特徴と仕組み 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)

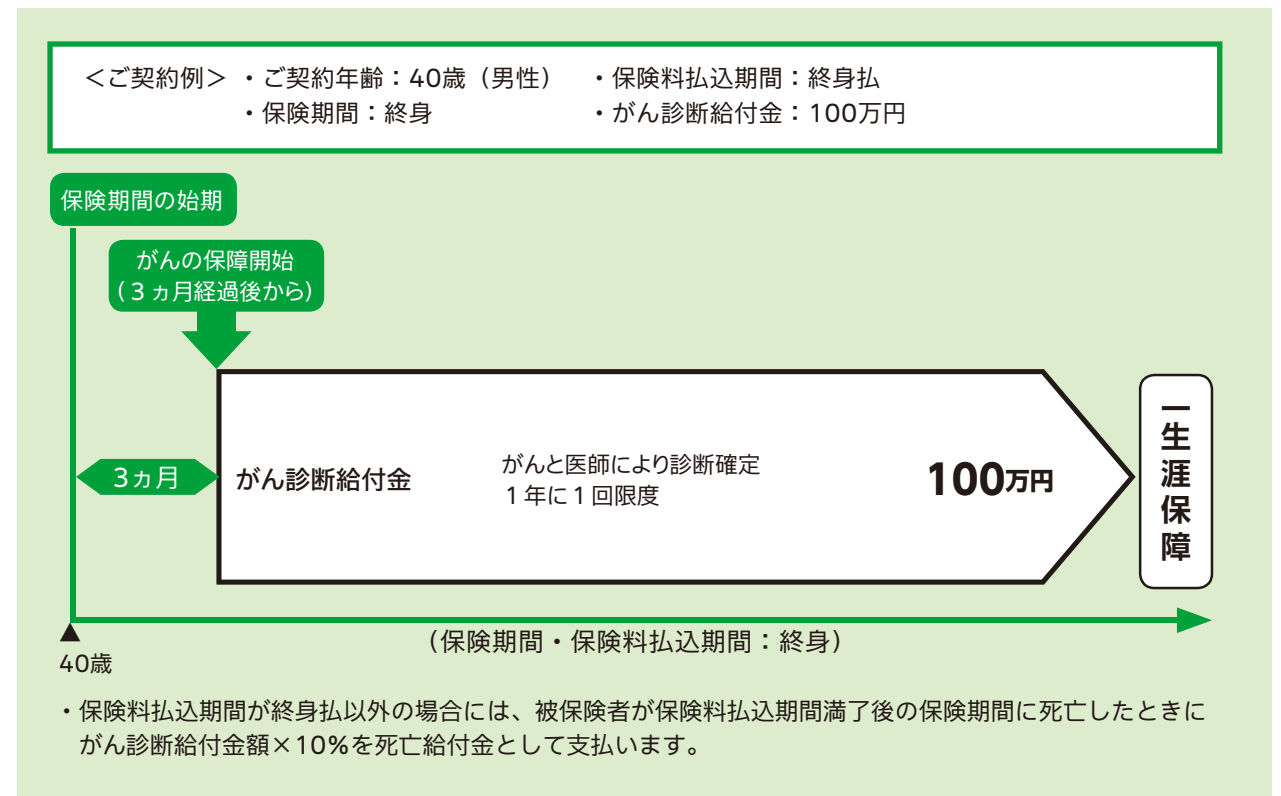
保険商品の名称

健康をサポートするがん保険 勇気のお守り（終身がん保険(C3)(がん診断給付型)）

商品の特徴

- ・がんと診断された場合に一時金として給付金をお受け取りいただけます。
- ・特約を付加することで、がんに対するさまざまな治療を保障することができます。
- ・ご契約から保障開始までの3ヵ月間は保険料が発生しません。(特約中途付加を除く)
- ・たばこを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申し込みいただけます。

仕組図



ご注意ください

- ・お客さまのご契約のがん診断給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- ・第1回保険料の払込期間は支払方法によって異なります。くわしくは注意喚起情報「5. 保険料のお払い込みについて」をご確認ください。
- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- ・一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

3-2. 保障内容 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)

商品に関する事項

保障内容

給付金名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
がん診断給付金	1 回目：被保険者の生存中に、初めてがんと医師により診断確定されたとき 2 回目以降：被保険者の生存中に、直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から1 年経過後に、新たにがんと医師により診断確定されたとき（再発・転移を含む）またはがん治療が継続しているとき*1	がん診断給付金額	1 年に1 回限度
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	がん診断給付金額 × 10%	—

* 1 がん治療が継続しているときとは、以下のいずれかに該当した場合をいいます。

	がん診断給付金の2 回目以降のお支払事由に該当とみなすケース
1	がん治療のために入院を開始したとき
2	がん治療のための入院を継続しているとき
3	がん治療のための外来治療を受けたとき（がんの消滅・破壊等を直接の目的とした、①手術療法、②放射線療法、③化学療法または④疼痛緩和療法のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限ります。）
4	がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき

保険料払込免除の対象となる事由

- ・ 所定の高度障害状態に該当したとき
- ・ ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

保険料率について

- ・ この保険は、被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料が適用されます。
- ・ 過去1年以内の喫煙等の健康状態がS O M P O ひまわり生命所定の範囲内であった場合は、「喫煙者保険料率」よりも割安の「非喫煙者保険料率」でお申し込みいただくことが可能です。
- ・ 20歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。
- ・ 喫煙者保険料率でお申し込みいただいた場合は、所定の条件を満たすことにより保険料率を変更することができます。（禁煙☆チャレンジ！制度。保険料率変更の告知日が、契約日から起算して1年以上かつ5年以内にある場合にお取り扱いが可能です。）



ご注意ください

- ・ この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3 ヶ月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・ がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

3-3. 付加できる特約 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)

抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約

〈抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金〉

所定の抗がん剤またはホルモン剤による治療*1を受けたとき、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。また、自由診療による所定の抗がん剤・ホルモン剤治療*2を受けたとき、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。*3*4

- * 1 所定の抗がん剤またはホルモン剤による治療には、所定のがんゲノムプロファイリング検査を含みます。
- * 2 自由診療による所定の抗がん剤・ホルモン剤治療とは、所定の先進医療による療養、患者申出療養、厚生労働大臣承認の抗がん剤治療・ホルモン剤治療、欧米で承認された所定の抗がん剤・ホルモン剤治療をいいます。（ただし、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤・ホルモン剤治療を除きます。）
- * 3 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払月数を合計して通算120 ヶ月限度
- * 4 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払月数を合計して通算12 ヶ月限度

抗がん剤・ホルモン剤治療給付金および自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払が給付限度に達した場合、この特約は消滅します。

がん入院特約 〈がん入院給付金〉

がんによる入院をしたとき、がん入院給付金をお支払いします。
（1 回の入院の支払限度日数および通算支払限度は無制限です。）

がん外来治療給付特約 〈がん外来治療給付金〉

がんによる外来治療期間*5中に医師の治療処置を伴う外来治療（往診を含む）を受けられたとき、がん外来治療給付金をお支払いします。

- * 5 初めてがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算した1年間を「外来治療期間」といいます。2回目以降にがん診断給付金のお支払事由*6に該当した場合には、その該当した日から起算した1 年が新たな「外来治療期間」となります。（1 年に120 日限度）
- * 6 在宅医療による緩和療養を受けたことにより、がん診断給付金のお支払事由に該当したとみなす場合を除きます。

新がん先進医療特約 〈がん先進医療給付金、がん先進医療支援給付金〉

がんにより先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額のがん先進医療給付金をお支払いします。*7*8

- （支払額を通算して2,000万円限度です。通算支払額が2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。）
また、がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき、がん先進医療支援給付金をお支払いします。*9
（1 回の療養につき15 万円です。）
- * 7 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。
 - * 8 被保険者が、すでにS O M P O ひまわり生命で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、新がん先進医療特約、がん先進医療特約等）にご加入されている場合には、この特約を付加できません。
 - * 9 がん先進医療支援給付金の支払は、同一の先進医療による療養について1 回限りとします。

がん保険料免除特約

責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めてがん罹患したと医師によって診断確定されたとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとS O M P O ひまわり生命が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特約についても、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

- ・ この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3 ヶ月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・ がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

4. お取り扱いについて

契約年齢範囲	満6歳～満80歳(保険料払込期間等により異なります)		
保険期間	終身		
給付金の種類と範囲	終身がん保険(C 2)(がん治療給付型) I 型		終身がん保険(C 3)(がん診断給付型)
	基準 給付月額	5万円～30万円	給付金額 10万円～400万円
責任開始日	●すべての保険料払込方法・経路 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを S O M P O ひまわり生命が承諾した場合には、 ご契約のお申し込みと告知が共に完了したときから 3 ヶ月を経過した日の翌日から保険 契約上の責任を開始します。		
契約日	月払：保険期間の始期の属する月の翌月 1 日 * 半年払・年払：保険期間の始期と同日 * 保険期間の始期の翌日から翌月 1 日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、保険期間の始期を 契約日とします。(口座振替扱、クレジットカード扱共通)		
選択区分	告知書扱(医師による診査は必要ありません) ※ただし、同時申込で他の選択区分による契約がある場合を除きます。		

5. 保険料について

保険料払込期間	終身払、短期払(55 歳～85 歳払済(5 歳刻み)・5 年払済・10 年払済)
保険料払込方法(回数)	月払・半年払・年払
保険料払込方法(経路)	口座振替扱・クレジットカード扱 ※保険料の払込経路は、上記以外に「勤務先の団体や集団を通じてのお払い込み(団体扱)」が あります。三菱 U F J 銀行では、団体扱はお申し込み時のお取り扱いがありませんが、 契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。 具体的な手続き等につきましては、S O M P O ひまわり生命カスタマーセンターまで お問い合わせください。
最低保険料	1,000 円(月払・半年払・年払共通)
前納	●将来お払い込みいただく予定の保険料の全部を、前もってまとめてお払い込みいただけます。 また、保険料を前納することで所定の割引があります。 ●年払契約かつ短期払契約において 15 年以上の保険料払込期間を要します。 ●契約が途中で消滅した場合、保険料として充当されていない部分(未経過分保険料)が あれば払い戻します。

6. 契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

7. 解約返戻金について

■ 終身がん保険(C 2)(がん治療給付型) I 型

(主契約)

- ・保険料払込期間中はありません。
- ・保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、基準給付月額と同額をお支払いします。

※終身にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(特約)

この保険に付加できる特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

■ 終身がん保険(C 3)(がん診断給付型)

(主契約)

- ・保険料払込期間中はありません。
- ・保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、がん診断給付金額に 10% を乗じた額をお支払いします。

※終身にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(特約)

この保険に付加できる特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「注意喚起情報」の他、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

申込日からその日を含めて 15 日以内（郵便消印日付） です。

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した 書面*¹ に自署し S O M P O ひまわり生命の支社もしくは本社*²あてに 郵便で発信、または、電磁的記録*³によりお申し出ください。

*1 書面の書式例

20〇〇年〇月〇日にお申し込みをした保険契約のお申し込みを撤回します。
申込者：〇〇〇〇（親権者*⁴：〇〇〇〇）
生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
申込番号または証券番号：〇〇〇〇〇〇
保険料返戻口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇

*2 本社送付先

〒163-8626 日本郵便株式会社 新宿郵便局 私書箱第123号
S O M P O ひまわり生命保険株式会社

*3 電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。S O M P O ひまわり生命では、電磁的記録による申出の窓口を次の公式ウェブサイト上に設けています。

■URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>

*4 親権者は、契約者が未成年の場合のみ記入が必要です。



ご注意ください

クーリング・オフができない場合

次の場合にはクーリング・オフをすることができません。

- ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、給付金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2. 健康状態等の告知について

健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、喫煙状況や健康状態等について告知していただく義務があります。

告知について

- ・多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- ・ご契約にあたっては、所定の告知書等で S O M P O ひまわり生命がおたずねする傷病歴、健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。*¹
- ・告知受領権は S O M P O ひまわり生命および S O M P O ひまわり生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に 口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

*1 ご契約内容によって、S O M P O ひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期の属する日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引き受けをお断りすることがあります。

なお、2年経過後も、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。*²

*2 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

給付金等のお支払い

ご契約を解除したときには、給付金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。*³

*3 給付金等のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、保険期間の始期の属する日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引き受け

S O M P O ひまわり生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引き受けできないことがあります。

引受範囲を拡大した商品もあります。「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」

ご契約内容の確認について

S O M P O ひまわり生命の確認担当職員または S O M P O ひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、お申し込み内容について確認させていただく場合があります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

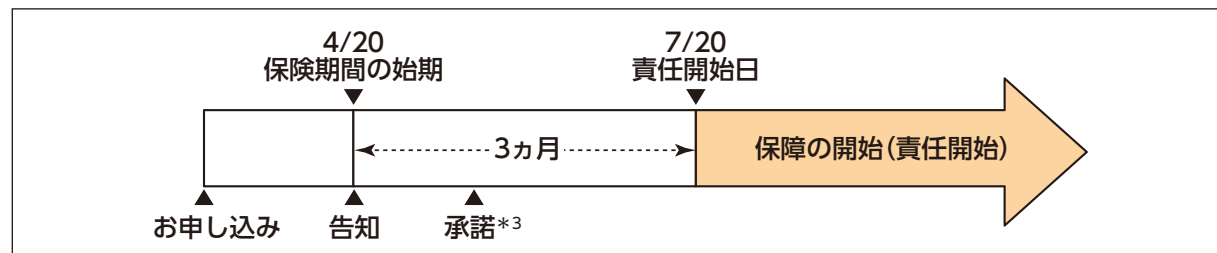
3. 保障の開始時期について

保障の開始時期は、この保険のご加入時と特約中途付加時で異なります。

この保険のご加入時（主契約・主契約と同時に付加した特約）

がんおよび保険料のお払い込みの免除は、責任開始日から保障します。

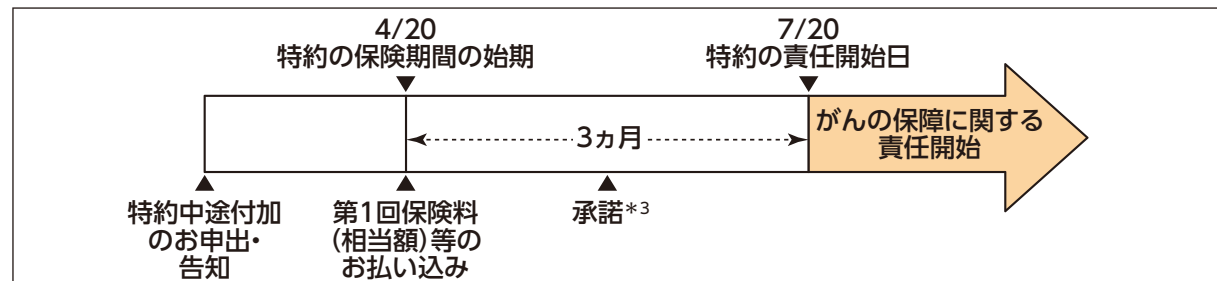
保険期間の始期	ご契約のお申し込みと告知が共に完了したとき*1
責任開始日	保険期間の始期の属する日から3ヵ月を経過した日*2の翌日



特約中途付加時

保険料のお払い込みの免除は特約の保険期間の始期から、がんは特約の責任開始日から保障します。

特約の保険期間の始期	告知と特約の第1回保険料（相当額）等のお払い込みが共に完了したとき
特約の責任開始日	特約の保険期間の始期の属する日から3ヵ月を経過した日*2の翌日



*1 ご契約のお申し込みが完了したときとは、SOMPOひまわり生命またはSOMPOひまわり生命の募集人が申込書を受領したときをいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされたときをいいます。

*2 「3ヵ月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3ヵ月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

*3 募集人は、お客さまとSOMPOひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。
保険契約は、お客さまからのお申し込みをSOMPOひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。



ご注意ください

・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金はお支払いできません。

4. 給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできないことがあります。

給付金等をお支払いできない場合

- ①死亡給付金等の免責事由*1に該当した場合
- ②告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ③重大事由*2によりご契約が解除された場合
- ④詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合（この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。）
- ⑤保険料のお払い込みが行われずご契約が失効した場合
- ⑥第1回保険料が猶予期間満了日（くわしくは「5. 保険料のお払い込みについて」をご覧ください）までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

*1 主な免責事由

- ア. 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
- イ. ご契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失
- ウ. 被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故

*2 重大事由

- ・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
- ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力※に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
※反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
- ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき

くわしくはご契約のしおり「給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。



ご注意ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3ヵ月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金はお支払いできません。

5. 保険料のお払い込みについて

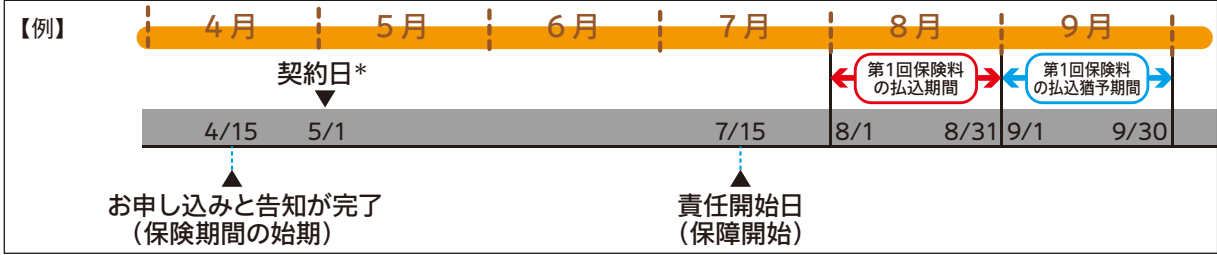
保険料は所定の期間内にお払い込みください。お払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

第1回保険料の払込期間と猶予期間

月払	第1回保険料の払込期間	契約日の属する月を含めて4ヵ月目の月の初日から末日まで
	猶予期間	第1回保険料の払込期間の翌月初日から末日まで
年払・半年払	第1回保険料の払込期間	契約日からその翌々月末日まで
	猶予期間	第1回保険料の払込期間の翌月初日から末日まで

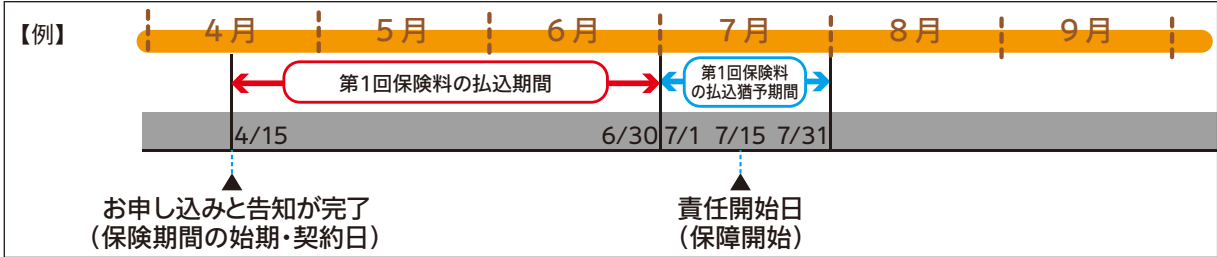
・第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払い込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約の効力が当初からなくなり、保険期間の始期に遡って保障がなくなります。

●月払の場合



* 保険期間の始期と契約日との間に被保険者の誕生日を迎える場合には、保険期間の始期を契約日として保険料を計算します。

●年払・半年払の場合



ご注意ください

以下の場合、新たな「終身がん保険(C2)(がん治療給付型)」、「終身がん保険(C3)(がん診断給付型)」のお引き受けをお断りさせていただくことがあります。

- ・第1回保険料のお払い込みがなくご契約が無効となった場合
- ・第1回保険料のお払い込みがなくご契約を解約された場合



ご注意ください

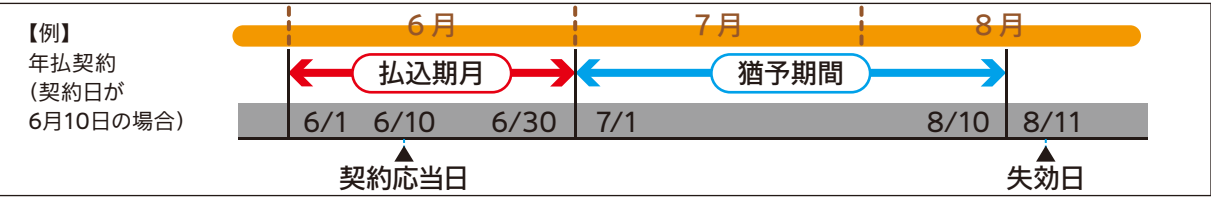
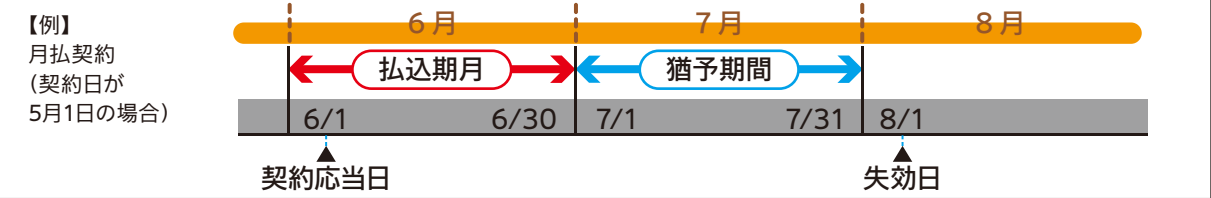
本がん保険は、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。そのため、ご契約からがんの保障の開始までの3ヵ月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年(半年)単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで*

・払込猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合、ご契約は失効となります。

* 契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。



ご注意ください

ご契約が失効している状態でお支払事由に該当した場合、給付金等のお支払いはできません。

ご契約の復活について

失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知または診査と、お払い込みを中止してから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお払い込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。解約返戻金の額は、ご契約年齢・性別・経過年月数等によっても異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

○解約返戻金の有無については、以下をご覧ください。

終身がん保険(C2)(がん治療給付型)の場合

- (主契約)
- ・保険料払込期間中はありません。
 - ・保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、基準給付月額と同額をお支払いします。
- ※保険料を終身にわたって払い込むご契約の場合、解約返戻金はありません。

(特約)
特約に解約返戻金はありません。

終身がん保険(C3)(がん診断給付型)の場合

- (主契約)
- ・保険料払込期間中はありません。
 - ・保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、がん診断給付金額に10%を乗じた額をお支払いします。
- ※保険料を終身にわたって払い込むご契約の場合、解約返戻金はありません。

(特約)
特約に解約返戻金はありません。

7. 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

現在のご契約を解約または減額して新たに本保険へのお申し込みをご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払い戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たなご契約のお引き受け

新たなご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たなご契約の保険料

新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。
例えば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

給付金等のお支払い

新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日前の発病等、給付金等をお支払いできない場合があります。

新たなご契約の保障内容

新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。
（例）入院・手術・外来治療・がん診断等の保障の有無



ご注意ください

がんにかかわる保障を解約または減額して新たに本保険への加入をご検討されている方は、ご注意ください。

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3ヵ月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。



ご注意ください

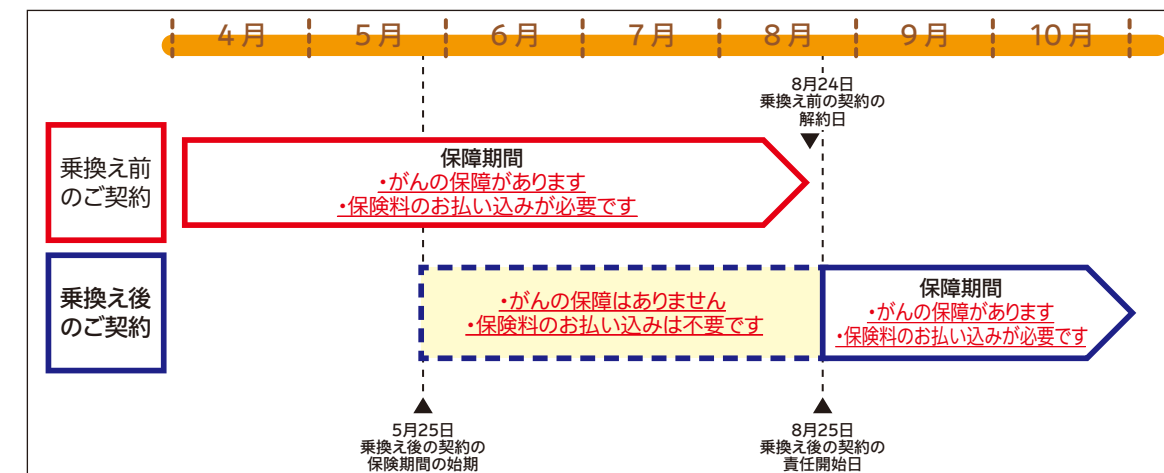
現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、すでにお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませのでご注意ください。

SOMPOひまわり生命のがん保険からの乗換えについて

SOMPOひまわり生命のがん保険を解約して新たにこの保険に申し込む場合

SOMPOひまわり生命のがん保険に加入の方で、終身がん保険（C2）（がん治療給付型）、終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に乗換えにて加入を検討しているお客さまには、所定の要件を満たす場合に、保障を途切れさせることなく、また、保険料のお支払いを重複させずに、ご契約を乗り換える制度を用意しております。

【例】5月25日に、SOMPOひまわり生命のがん保険（保険料払込方法：月払）から、この保険への乗換えのお手続きをした場合



SOMPOひまわり生命のがん保険を解約して新たにこの保険に申し込む場合にご注意いただきたい点

- ・がん保険の乗換えにあたっては、あらためて健康状態等の告知をいただく必要があります。
- ・乗換え後のご契約は、契約日から3ヵ月経過後より保険料が発生します。くわしくは、「5. 保険料のお払い込みについて」をご確認ください。
- ・乗換え後のご契約の責任開始日の前日以前にがんと診断された場合には、乗換え前のご契約の解約を取り消します。また、その場合で、乗換え前のご契約のお支払事由に該当するときは、乗換え前のご契約の給付金等をお支払いします。



ご注意ください

- ・乗換え前のご契約の保険料払込方法が半年払・年払の場合で、乗換え後のご契約の保険期間の始期以降に半年単位・年単位の契約応当日が到来したときには、乗換え前のご契約の最終の保険料として半年分または1年分の保険料のお払い込みが必要です。乗換え前のご契約が2010年3月1日以前の契約の場合には、未経過となっている期間の保険料をお返ししません。
- ・SOMPOひまわり生命のがん保険以外から乗換えの際には、この制度の取り扱いはありません。

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻等により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

S O M P O ひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、
生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、
この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

■ TEL

03-3286-2820

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～12:00、13:00～17:00

■ ホームページアドレス

https://www.seihohogo.jp/

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 給付金等のご請求について

お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が
生じた場合等は、速やかに S O M P O ひまわり生命にご連絡ください。

お客さまからのご請求に基づき、給付金等をお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意いただきたい点

次の場合は必ずご連絡ください。

- ①お支払事由が生じたとき
- ②お支払いの可能性があるとされるとき
- ③ご不明な点があるとき*

* ご加入のご契約内容によっては、複数の 給付金等 のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点
がある場合等にはご連絡ください。



ご注意
ください

S O M P O ひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができない
おそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別
な事情があると S O M P O ひまわり生命が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求する
ことができます。
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

S O M P O ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。
ご連絡先は、注意喚起情報「12. お問い合わせ・ご相談等について」を参照ください。

10. 生命保険と税金について

給付金等の税法上のお取り扱い

給付金等の非課税扱

対象となる給付金	条 件	非課税扱の範囲
がん診断給付金 がん治療給付金 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 がん入院給付金 がん外来治療給付金 自由診療乳房再建給付金 がん先進医療給付金 がん先進医療支援給付金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者 もしくはその直系血族、または生計を 一にするその他の親族	全額

介護医療保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『介護医療保険料控除』の対象になります。＊
対象となる保険料は 1 月から 12 月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。
保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。S O M P O ひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行します
ので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

＊ この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。



ご注意
ください

税務の取り扱い等については、2024年1月現在の税制に基づき記載しております。
今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等
については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。また、より詳しい内容等
につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

11. 個人情報の取り扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取り扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

S O M P O ひまわり生命は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供*1
- ④S O M P O ひまわり生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等*1

*1 お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

S O M P O ひまわり生命は、次の場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関等の関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
- ③法令に基づく場合
- ④S O M P O ひまわり生命の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤S O M P O ひまわり生命の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度*2および支払査定時照会制度*3に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合

*2 「ご契約のしおり（契約内容登録制度・契約内容照会制度について）」をご確認ください。

*3 「ご契約のしおり（支払査定時照会制度について）」をご確認ください。

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

S O M P O ひまわり生命は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、S O M P O ひまわり生命の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取り扱い

S O M P O ひまわり生命は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

S O M P O ひまわり生命の個人情報の取り扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等についてはS O M P O ひまわり生命公式ウェブサイト（<https://www.himawari-life.co.jp/>）をご覧ください。

*4 電話番号0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

12. お問い合わせ・ご相談等について

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

S O M P O ひまわり生命窓口

S O M P O ひまわり生命の生命保険のお手続きに関する照会は、以下のS O M P O ひまわり生命窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

- ①契約者ご本人さま（給付金等のご請求は受取人さま）からお願いします。
- ②保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
- ③お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
■お手続き、お問い合わせ全般 <table><tr><th colspan="2">お手続き例</th></tr><tr><td>(1) 保険金・給付金のご請求</td><td>(5) 保険料振替口座の変更</td></tr><tr><td>(2) 転居、町名変更、通信先変更</td><td>(6) ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>(3) 名義変更、受取人変更、改姓</td><td>(7) ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>(4) 保険証券紛失</td><td>(8) その他お手続き</td></tr></table>	お手続き例		(1) 保険金・給付金のご請求	(5) 保険料振替口座の変更	(2) 転居、町名変更、通信先変更	(6) ご契約内容の変更、解約	(3) 名義変更、受取人変更、改姓	(7) ご契約内容のお問い合わせ	(4) 保険証券紛失	(8) その他お手続き	カスタマーセンター  0120-563-506 月曜日～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～17：00
お手続き例											
(1) 保険金・給付金のご請求	(5) 保険料振替口座の変更										
(2) 転居、町名変更、通信先変更	(6) ご契約内容の変更、解約										
(3) 名義変更、受取人変更、改姓	(7) ご契約内容のお問い合わせ										
(4) 保険証券紛失	(8) その他お手続き										
■先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせん等はいりません。	先進医療請求デスク  0120-665-780 月曜日～金曜日 9：00～18：00										
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  0120-273-211 月曜日～金曜日 9：00～18：00										

※ 日曜日、祝日および12月31日～1月3日は営業していません。

※ 携帯電話からも通話が可能です。

○S O M P O ひまわり生命のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

S O M P O ひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/
------------------------------	---

生命保険相談所（生命保険協会）

- 本商品に係る指定紛争解決（A D R）機関は生命保険協会です。
- 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・F A Xは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/
--------------	---



がんリスク検査サービスで早期発見！

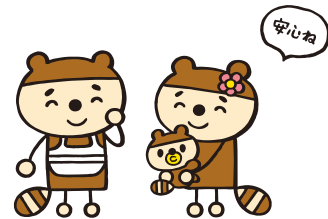
がんを「治せる病気」にするために

有料

～がんリスク検査サービスで早期発見を！～

日本において生涯のうち男性は65.5%、女性は51.2%^{*1}の人ががんと診断されています。しかし、がんは早期発見・早期治療をすれば治せる病気になりつつあります。SOMPOひまわり生命では、早期発見をサポートするために、**自宅でできるがんリスク検査サービス**をご紹介します。

^{*1} 公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2023」
年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん



＼がんリスク検査サービスにご興味がある方へ／

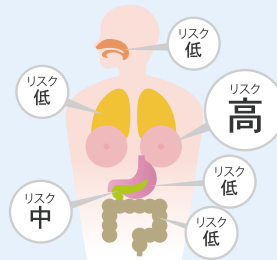
SalivaChecker[®] サリバチェッカー[®]

だ液で**最大6種類のがんリスク**がわかる「SalivaChecker[®]」

だ液の成分の大部分は血液由来のため、がん細胞からしみ出す代謝物は血管を通りだ液にもしみ出します。「サリバチェッカー[®]」はこれらのだ液中の代謝物の濃度を高精度に分析し、がんの異常値を示す物質の濃度・割合をAI等で解析することで、現在のがん罹患リスクを判定する検査です。



【例】がん種ごとにそれぞれのリスクを調べることができます



検体
だ液
判定部位
6種類

■がんリスク検査サービスの流れ



- がんリスク検査とは、検査時のがんのリスクを調べるもので、医師によりがんを診断する検査ではありません。
- がんのリスクが低いという結果が出た場合でも、必ずしもがんではないと言いきれるわけではありません。
- がんリスク検査とあわせて健康診断や人間ドック等を受けていただくことで、がんを早期発見する確率を高めることをおすすめします。

サービスのご利用にはマイリンククロス^{*2}の登録が必要です。登録方法はP22をご覧ください。

サービスのご利用方法は、ご契約後に届く保険証券に同封のチラシにてご案内します。

必ずチラシをご確認いただいたうえでお申し込みしてください。

本サービスには、一部サービス対象外のエリアがあります。お申し込み前に、サービス対象エリアを必ずご確認ください。

- 本パンフレットに記載のサービスは、2024年7月現在のものです。
- 本サービスはSOMPOひまわり生命が提携する企業のサービスを提供するものです。
- 本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- SOMPOひまわり生命が提携する本企業のサービスについて、SOMPOひまわり生命は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 提携先やサービス提供元によっては、年末年始等一部の日において受付を行わない日がありますので、あらかじめご了承ください。

^{*2} 2024年秋に、名称を「MYひまわり」へリニューアルします。



がん患者さま向け オンライン運動レッスンで治療後のケア！



大阪国際がんセンター認定がん専門運動指導士が提供する

がん患者さま向け オンライン運動レッスン

ご利用対象者

ご契約者さま・
被保険者さま・
そのご家族
(2親等以内)

有料

がん専門の運動指導士が直接ご相談にのりながら、
ご自宅でのからだの不調改善のご支援を行います。

＼以下のお悩みをお持ちの方におすすめです／

痛み

機能低下

むくみ

疲労感

体力低下

大阪国際がんセンターにあるルネサンス運動支援センターでは、治療中や治療後の日常生活を支える「ポストリハビリ」として、がん患者の方々へのサポートを専門に行っています。一人一人の身体状態や治療状況にあった運動をご提案することで、からだの不具合の改善を目指していきます。不安や不調等があっても、大阪国際がんセンター認定のがん専門運動指導士がその内容を丁寧に聞きながら、ご自宅でも実施可能なプランを考え、運動指導を行います。



実際に利用された患者さまの声

リンパ浮腫にうれしいスタッフの方がいるので、安心して運動できます。宿題も出してくださり、資料も作ってくださり、家でもやる気が出ます。マンツーマンというところも、予約できるところも、私の性格に合っています。

40代・女性・乳がん

申込方法

給付金お手続きの際にお申し込み方法詳細をご案内いたします。

サービス事業者

株式会社ルネサンス
ルネサンス運動支援センター
大阪国際がんセンター患者交流棟3F

- 本パンフレットに記載のサービスは、2024年7月現在のものです。
- 本サービスはSOMPOひまわり生命が提携する企業のサービスを提供するものです。
- 本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- SOMPOひまわり生命が提携する本企業のサービスについて、SOMPOひまわり生命は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 提携先やサービス提供元によっては、年末年始等一部の日において受付を行わない日がありますので、あらかじめご了承ください。
- 正当な理由なく証券番号等のご申告がない場合、ご利用をお断りする場合があります。